

令和8年2月
パブリックコメント閲覧用

吉賀町

学校給食調理場整備基本構想（案）

令和8年3月

吉賀町教育委員会

目 次

| | | |
|--------|--|----|
| I | 背景と目的 | 1 |
| I -1 | 背景と目的 | 1 |
| I -2 | 計画の位置づけ | 1 |
| II | 学校給食の現状と課題 | 2 |
| II -1 | 本町の学校給食施設の概要 | 2 |
| II -2 | 本町の学校給食における推進施策 | 4 |
| (1) | 学校給食費の無償化 | 4 |
| (2) | オーガニック給食の推進 | 4 |
| II -3 | 関連法令・計画の整理 | 5 |
| (1) | 関連法令の整理 | 5 |
| (2) | 上位・関連計画の整理 | 6 |
| II -4 | 児童生徒数の動向と将来推計 | 11 |
| (1) | 児童生徒数の推移 | 11 |
| (2) | 令和7年4月1日現在の年少人口から見る児童生徒数の見込み(令和7年～令和13年) | 13 |
| (3) | 児童生徒数の将来推計 | 14 |
| (4) | 各調理場の食数の変化 | 16 |
| II -5 | 給食施設の現状と課題 | 17 |
| (1) | 施設の老朽化等 | 17 |
| (2) | 学校給食衛生管理基準への対応 | 21 |
| (3) | 食物アレルギーへの対応 | 22 |
| (4) | 学校給食調理員の人材確保 | 22 |
| II -6 | 学校給食調理場に関する意見聴取 | 23 |
| (1) | 学校給食に関するアンケート調査 | 23 |
| (2) | 関係者へのヒアリング調査 | 27 |
| III | 基本構想の考え方 | 29 |
| III -1 | 基本理念 | 29 |
| III -2 | 基本方針 | 29 |
| III -3 | 基本構想の期間 | 29 |
| IV | 施設整備の検討 | 30 |
| IV -1 | 検討条件の整理 | 30 |
| (1) | 前提とする基本的な考え方 | 30 |
| (2) | 施設整備プランの設定 | 31 |
| (3) | 調理場整備に伴うその他の検討事項 | 31 |
| IV -2 | 施設整備プランの比較・検討 | 32 |
| (1) | 検討フェーズ STEP1 | 32 |
| (2) | 検討フェーズ STEP2 | 34 |
| IV -3 | 施設整備の方向性 | 37 |
| (1) | 取り組みの方向性 | 37 |
| (2) | 基本構想のスケジュール | 38 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| (3)実施に向けた留意点..... | 38 |
| V まとめ..... | 40 |
| VI 参考資料..... | 41 |
| (1)アンケート調査結果(小学生) | 41 |
| (2)アンケート調査結果(中学生) | 43 |
| (3)アンケート調査結果(保護者) | 46 |
| (4)吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会設置条例 | 48 |
| (5)吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会 名簿 | 50 |

I 背景と目的

I -1 背景と目的

本町は、3か所の学校給食調理場を拠点とし、日々関係者が一体となって、町内の児童生徒に対して「安心・安全」な学校給食を提供することに努めています。その中で時代の変化に伴い、調理場施設の老朽化や児童生徒数の減少、調理員の不足等の課題が浮き彫りになってきました。特に、調理場施設の老朽化については、衛生水準確保の困難さ、調理全般に係るスペースが狭いことによる作業効率の低下等、優先的に解決に取り組むべき課題となっています。

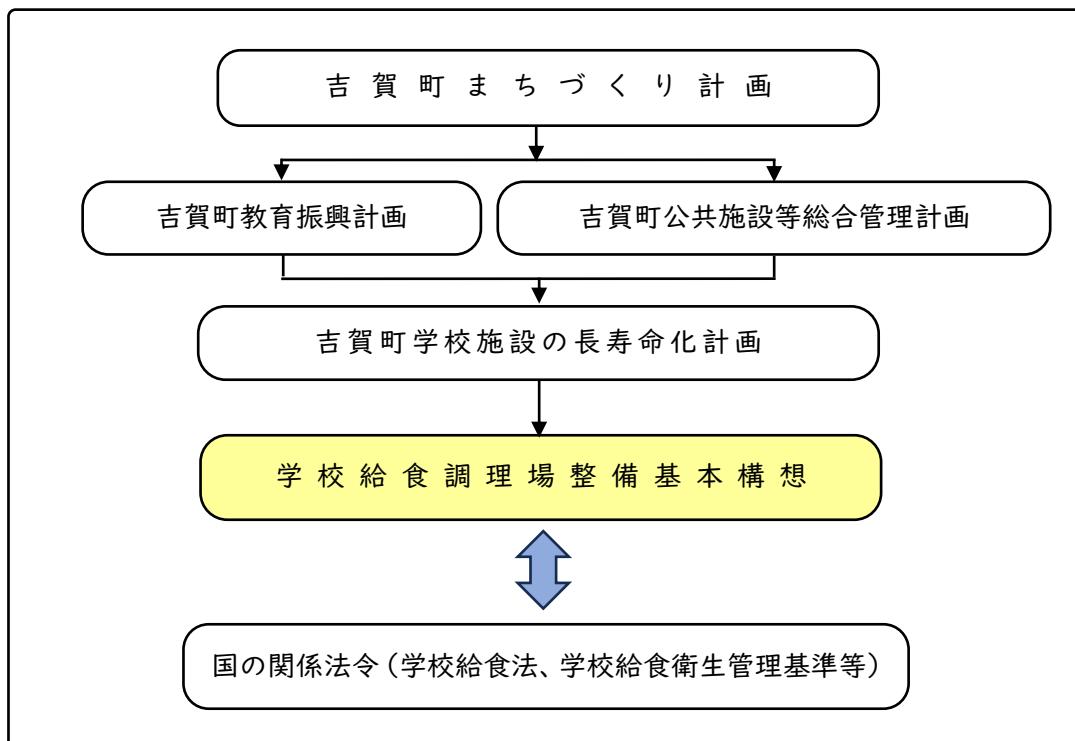
こうした課題解消を図るため、吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置し、協議・検討を行うことで、町内の学校給食調理場の整備の方向性を定めていくことになりました。

本基本構想は、今後も「安心・安全」な学校給食の安定的な提供及び町内の児童生徒の食を通じた健全な成長の実現のために、学校給食調理場の施設整備についての方向性を示すことを目的とします。

I -2 計画の位置づけ

本基本構想は、学校給食法や学校給食衛生管理基準などの学校給食に関する法制度をはじめ、本町における最上位計画である「第2次 吉賀町まちづくり計画」などの上位計画との整合等を図る必要があります。特に関連のある「吉賀町公共施設等総合管理計画」や「吉賀町教育振興計画 第2期」、「吉賀町学校施設の長寿命化計画」などを踏まえ、今後の学校給食における調理施設の在り方を取りまとめ、基本的な方向性を示すものであります。

図表1 計画の位置づけ

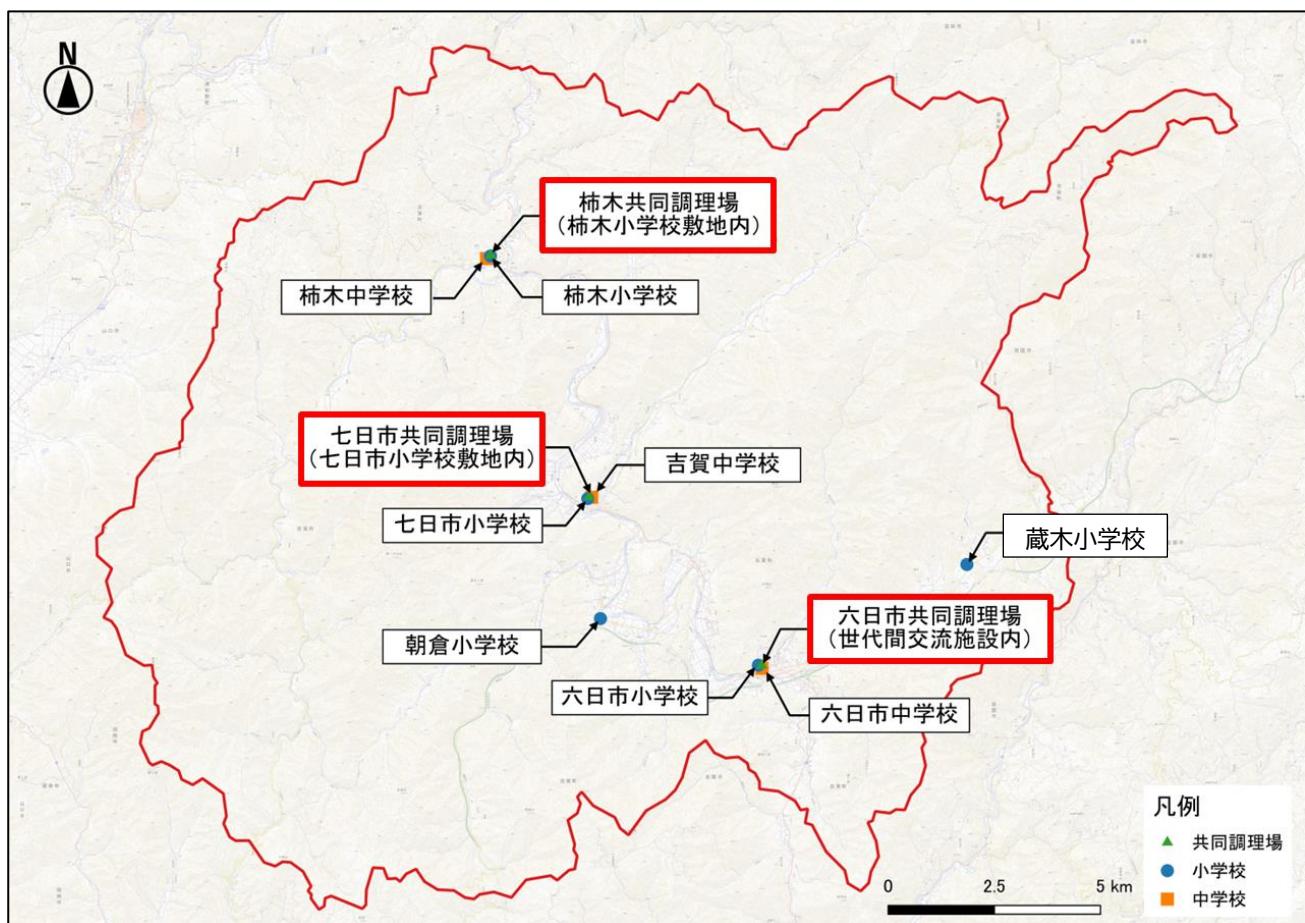


II 学校給食の現状と課題

II-1 本町の学校給食施設の概要

本町には、柿木共同調理場、七日市共同調理場、六日市共同調理場の3つの共同調理場があり、その配置は図表2のとおりです。各共同調理場の受配校は、柿木と七日市の共同調理場がそれぞれの小学校区内の小中各1校の計2校へ、残る六日市共同調理場が隣接する小学校区内の小学校も含めて小学校3校、中学校1校の計4校となっています。各学校給食調理場の概要は図表3のとおりです。

図表2 学校給食調理場等配置図



図表3 学校給食調理場の概要

| | 六日市共同調理場 | 七日市共同調理場 | 柿木共同調理場 |
|----------------|--|--|--|
| 写真 |   |   |   |
| 所在地 | 吉賀町六日市 741 番地 1 | 吉賀町七日市 966 番地 | 吉賀町柿木 613 番地 |
| 建築年月 | 平成 14 年 3 月 | 昭和 54 年 3 月 | 昭和 56 年 3 月 |
| 延べ面積 | 435.9 m ² | 138.7 m ² | 168.0 m ² |
| 構造 | 鉄骨造 1 階建 | 鉄骨造 1 階建 | 鉄骨造 1 階建 |
| 耐震性 | 新耐震基準 | 旧耐震基準 | 旧耐震基準 |
| 立地環境 | - | 土砂災害警戒区域 (急傾斜地) | 土砂災害警戒区域 (土石流) |
| 運営方法 | 直営 | 直営 | 直営 |
| 職員数 | 栄養教諭等:1 名 (県費負担) 調理員(正規):2 名 調理員(非正規):5 名 | 栄養教諭等:1 名 (県費負担) 調理員(正規):2 名 調理員(非正規):2 名 | 栄養教諭等:1 名 (県費負担) 調理員(正規):2 名 調理員(非正規):2 名 |
| 配送校 | 小学校3校 六日市小学校 蔵木小学校、朝倉小学校 中学校 1 校 六日市中学校 | 小学校 1 校 七日市小学校 中学校 1 校 吉賀中学校 | 小学校 1 校 柿木小学校 中学校 1 校 柿木中学校 |
| 学校給食衛生管理基準への対応 | 概ね対応済み | 3 施設で最も非対応の部分が多い(ワンフロアの構成であり、作業区域区分を満たしていない) | 非対応の部分が多い (作業区域区分はある程度対応できている) |
| 建物改修履歴 | - | 令和4年 天井改修 | 平成17年 大規模改修 (間仕切り、壁、床、電気、給湯、給排水、衛生器具 等) |

※学校給食衛生管理基準への対応について、詳細は P21 「図表18 学校給食衛生管理基準への対応状況」を参照

II-2 本町の学校給食における推進施策

本町では、子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校給食においても町の方針を反映した独自の取り組みを進めています。以下では、その中核となる「給食費無償化」と「オーガニック給食の推進」について、概要と取組の背景を紹介します。

(1)学校給食費の無償化

本町では子育て支援策のひとつとして保護者負担の軽減を図るために平成27年度から学校給食費の無償化(教職員等は除く)を実施しています。

この施策は、吉賀町において安心して子どもを産み育てられる「子育て支援の本家」をめざし、保育料、高校生までの医療費の無償化と併せ、少子化対策の3本の矢として継続的に実施しているものです。

(2)オーガニック給食の推進

本町では、平成10(1998)年から学校給食で使用するお米の全量を有機栽培米で提供しています。令和5(2023)年4月には、自然豊かな里山を守り、環境に配慮した農業を振興していくために「オーガニックビレッジ宣言」をし、その一環として次代を担う子供たちに安心・安全な給食を提供するために、それまでも取り組んできた有機食材を使用した学校給食の拡充に向け、令和6(2024)年度よりオーガニック給食を推進しています。



II-3 関連法令・計画の整理

(1) 関連法令の整理

①学校給食法

学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)は学校給食に対する基本的な根拠法であり、学校給食の目的、義務教育諸学校の設置者に対する学校給食実施の努力義務を規定しています

近年の子どもの食生活の変化や食育基本法の制定により、平成 20 年の法改正において第 1 条の目的には「学校給食における食育の推進」が位置付けられています。

②食品衛生法

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)は飲食による健康被害の発生を防止するための法律であり、食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するため、法改正(平成 30 年 6 月 13 日公布)により、HACCP(ハサップ)※1 に沿った衛生管理を実施することが制度化されました。そして、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施を求めています。

※1 HACCP : Hazard (危害) Analysis (分析) Critical (重要) Control (管理・制御) Point (点) の頭文字をとった略語で、食品の製造過程において危ないポイントを見つけ出し、そこを重点的に監視する衛生管理手法です。

③学校給食実施基準

学校給食法において児童等に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために、学校給食法第 8 条第 1 項の規定に基づき、学校給食実施基準が定められています。平成 30 年には学校給食実施基準が一部改正され、児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準を定めています。

④学校給食衛生管理基準

学校給食衛生管理基準(平成 21 年文部科学省告示第 64 号)は、学校給食法第 9 条第 1 項の規定に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として定められています。

図表4 学校給食施設の区分

| 区分 | | 内容 |
|--------|---------|------------------------------|
| 学校給食施設 | 調理区 | 検収室－原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を行う場所 |
| | | 食品の保管室－食品の保管場所 |
| | | 下処理室－食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所 |
| 学校給食施設 | 作業区 | 返却された食器・食缶等の搬入場 |
| | | 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒前） |
| 学校給食施設 | 調理場 | 調理室 |
| | | －食品の切裁等を行う場所 |
| | | －煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所 |
| 学校給食施設 | 非汚染作業区域 | －加熱調理した食品の冷却等を行う場所 |
| | | －食品を食缶に配食する場所 |
| | | 配膳室 |
| 学校給食施設 | その他 | 食品・食缶の搬出場 |
| | | 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒後） |
| 学校給食施設 | その他 | 更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等 |
| | | 事務室等（学校給食調理員が通常、出入りしない区域） |

(2)上位・関連計画の整理

本町の上位計画・関連計画から学校給食に対する基本的な考え方を整理します。

①第2次 吉賀町まちづくり計画(平成29年6月)(抜粋)

| | |
|------|---|
| 計画期間 | 平成29(2017)年度～令和8(2026)年度 |
| 目的 | この計画は、吉賀町が目指すべき将来像とその実現に向けた基本的な方針を示し、本町の町づくりの指針となるもので、行政運営の最上位計画となります。本町では、条例において議会の議決を要する事件として「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること」を定めています。 |
| 関連部分 | <p>【主要施策】 3)健やかな体づくりの推進 (第2部 基本計画 第4章 人と歴史を大切にして暮らせるまちづくり 第1節 学校教育の充実 1. 特色ある学校教育の推進)</p> <p>・地元産品を活かした食育を推進します。 ・食を通じた理想的な生活習慣の確立に力を入れます。 ・地産地消による安心安全な学校給食提供に向けた体制の充実を図ります。</p> |

②吉賀町教育振興計画(第2期)(令和4年3月)(抜粋)

| | |
|------|---|
| 計画期間 | 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度 |
| 目的 | この計画は、教育基本法に基づき吉賀町における教育の振興に関する施策についての基本的な方針を定めたものです。 |
| 関連部分 | <p>(3)「食」をテーマとした生活づくり (Ⅱ 施策の展開→ 1. 活力のある学校づくり→ 3)健やかな体づくり)</p> <p>学校給食では町内、県内の食材を中心に利用し、自給率向上をめざします。今後は町内の食材については町の地産地消に係るコーディネーター、県内の食材については島根県食材コーディネーターと連携するとともに、安心安全な給食提供に向けた体制を検討します。</p> <p>《具体策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校給食の自給率向上の推進 ○町や県の地産地消に係るコーディネーターとの連携 ○安心安全な給食提供に向けた体制の検討 <p>(2)学校配置及び学校施設整備</p> <p>(Ⅱ 施策の展開→4. 学習環境の構築と支援体制の整備→ 1)学びに適した学習環境の構築)</p> <p>吉賀町は小規模校が多くありますが、拙速な統廃合は行いません。小学校においては原則として全ての学校を存続させます。一方、中学校においては全てが存続できるよう行政は努力しますが、学校、地域等にもそれぞれの立場で努力してもらうように働きかけます。ただし、極小規模校についてはその弊害もいわれており、学校、保護者、地域、行政がしっかりと協議を重ね結論を出します。</p> <p>また、老朽化の進む校舎等の改修については長寿命化計画に基づき、年次的に計画を実行していくとともに、設備整備についても検討を行い、可能なところから実施します。</p> <p>《具体策》 ○学校給食共同調理場の整備計画策定</p> |

③吉賀町公共施設等総合管理計画(平成29年3月、令和4年3月改訂)(抜粋)

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|---|----------|------|--|---|---|---|--------|--|---|---|
| 計画期間 | 令和4(2022)年度～令和43(2061)年度 | | | | | | | | | | | | |
| 目的 | この計画は、吉賀町の公共施設の全体像を施設類型別の保有状況、個別施設の管理運営費・耐震化の状況などを明らかにすることを通じて、町民や議会、関係団体との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設の在り方の検討を行うための基礎資料として活用するものです。 | | | | | | | | | | | | |
| 関連部分 | <p>第5 本町の公共施設等を取り巻く課題</p> <p>【公共施設等の現状分析の結果と今後の課題（まとめ）】</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">現 状 分 析</td> <td style="text-align: center;">人口の推移</td> <td style="text-align: center;">公共建築物の現状</td> <td style="text-align: center;">財政状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●人口が減少し、令和22年には3,902人となる見込み。 ●少子化がさらに進行し、令和22年には年少人口は308人まで減少する見込み。 ●高齢化率は51.2%に達する見込み。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●旧耐震基準で整備された施設で耐震化が未了の公共建築物がある。 ●老朽化が進んでおり、今後30年以内に約54%の施設が更新時期を迎える。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少が見込まれることによる歳入の減少。 ●施設の老朽化による維持管理費の増加。 ●公営企業会計への補助金や特別会計への繰出金の負担。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少を踏まえた公共施設等の総量の検討が必要。 ●少子化、高齢化に伴う町民ニーズの変化への対応が必要。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化による改修更新や耐震化の優先度の検討。維持管理・更新計画の作成。 ●町民に必要な公共施設の選定。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●全ての既存施設の維持は困難であり、公共施設等の総量の見直しが必要。 ●維持管理経費の縮減による安全性や快適性の低下への対応が必要。 </td> </tr> </table> | 現 状 分 析 | 人口の推移 | 公共建築物の現状 | 財政状況 | | <ul style="list-style-type: none"> ●人口が減少し、令和22年には3,902人となる見込み。 ●少子化がさらに進行し、令和22年には年少人口は308人まで減少する見込み。 ●高齢化率は51.2%に達する見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> ●旧耐震基準で整備された施設で耐震化が未了の公共建築物がある。 ●老朽化が進んでおり、今後30年以内に約54%の施設が更新時期を迎える。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少が見込まれることによる歳入の減少。 ●施設の老朽化による維持管理費の増加。 ●公営企業会計への補助金や特別会計への繰出金の負担。 | 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少を踏まえた公共施設等の総量の検討が必要。 ●少子化、高齢化に伴う町民ニーズの変化への対応が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化による改修更新や耐震化の優先度の検討。維持管理・更新計画の作成。 ●町民に必要な公共施設の選定。 | <ul style="list-style-type: none"> ●全ての既存施設の維持は困難であり、公共施設等の総量の見直しが必要。 ●維持管理経費の縮減による安全性や快適性の低下への対応が必要。 |
| 現 状 分 析 | 人口の推移 | 公共建築物の現状 | 財政状況 | | | | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●人口が減少し、令和22年には3,902人となる見込み。 ●少子化がさらに進行し、令和22年には年少人口は308人まで減少する見込み。 ●高齢化率は51.2%に達する見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> ●旧耐震基準で整備された施設で耐震化が未了の公共建築物がある。 ●老朽化が進んでおり、今後30年以内に約54%の施設が更新時期を迎える。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少が見込まれることによる歳入の減少。 ●施設の老朽化による維持管理費の増加。 ●公営企業会計への補助金や特別会計への繰出金の負担。 | | | | | | | | | | |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少を踏まえた公共施設等の総量の検討が必要。 ●少子化、高齢化に伴う町民ニーズの変化への対応が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化による改修更新や耐震化の優先度の検討。維持管理・更新計画の作成。 ●町民に必要な公共施設の選定。 | <ul style="list-style-type: none"> ●全ての既存施設の維持は困難であり、公共施設等の総量の見直しが必要。 ●維持管理経費の縮減による安全性や快適性の低下への対応が必要。 | | | | | | | | | | |

第6 公共施設等の管理に関する基本原則

本町の公共施設等を取り巻く課題を乗り越え、安心安全な町民サービスを持続可能なものとして提供するために、公共施設等の管理に関する基本原則を定めます。

【公共施設等の管理に関する基本原則】

① 施設総量の縮減

将来の人口減少を見据えて、これまで提供してきたサービス水準は可能な限り維持しつつ、施設の統廃合を行い、公共建築物の総量縮減を図ります。公共建築物の総量縮減については、町民1人あたりの延床面積を維持することを目標とします。**将来人口の減少見込みに人口ビジョンの取組の成果を考慮し、今後40年間で延床面積ベースで約40%縮減することを目標とします。**

② 公共建築物の管理、更新に対する計画的な対応

今後も保有し続ける公共建築物について、老朽化度合いに応じ、計画的に修繕や耐震化を進め、長寿命化を目指します。維持管理の効率化を図るとともに、定期的な点検調査を実施することによる予防保全の考え方を徹底し、保全費用の平準化に努めます。

また、公共建築物の更新を行う場合は、将来的な町民のニーズを見据えた上で、**他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。**

| |
|---|
| <p>第7 公共施設マネジメントの基本方針</p> <p>2 維持管理・修繕・更新などの実施方針</p> <p>(1)公共建築物</p> <p>更新については、将来的な町民のニーズを見据えた上で、他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>(1)公共建築物</p> <p>継続して保有する公共建築物は、町民が安全に利用できるように配慮する必要があります。劣化・損傷などにより安全面での危険性が認められた箇所は、優先度を踏まえた上で、適時に修繕等の対応を行うとともに、不要となった施設等については、再利用等の可能性や町民への影響などを考慮した上で、適時・適切に除却します。</p> <p>5 耐震化の実施方針</p> <p>(1)公共建築物</p> <p>安全確保の実施において特に重要なのが耐震化です。地震などの災害時に備えて十分な耐震性能が確保される必要があります。そのため、耐震診断の結果等を踏まえて、十分な耐震性能の確保を図ります。その際、耐震化にかかる費用や利用状況、災害拠点か否かなど、施設の状況を勘案して優先度を設定し、優先度に応じた耐震化を推進します。</p> <p>6 長寿命化の実施方針</p> <p>(1)公共建築物</p> <p>公共建築物の各年度の維持コストは、使用年数を長くすることによって低減されます。そのため、長寿命化対策を行い、使用年数の延長を図ることを検討します。施設の老朽化度合いに応じた保全計画に基づき、計画的に修繕や耐震化を進めます。</p> <p>7 統合や廃止の推進方針</p> <p>(1)公共建築物</p> <p>将来人口の減少、少子化、高齢化の進行、及び厳しい財政状況を勘案し、今後公共建築物の総量縮減を進める必要があります。人口構成や町民ニーズの変化に応じた施設の再編(統廃合、複合化等)を推進します。</p> <p>また、公共建築物の更新を行う場合は、将来的な町民のニーズを見据えた上で、他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。</p> <p>第8 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1)町全体の縮減目標</p> <p>本町の推計人口は30年間で約43%減少することが見込まれています。本町では吉賀町人口ビジョンに記載の施策を実行することで人口問題の克服を目指すとともに、町民1</p> |
|---|

| | |
|--|--|
| | <p>人当たりの公共建築物の延床面積を維持することを目標とし、今後40年間で延床面積ベースで約40%縮減することを目標とします。これを踏まえ、本町の施設類型別の延床面積の縮減目標や今後の統廃合・複合化の基本的な考え方を以下の通り設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町全体として40年間で公共建築物の延床面積ベースを約40%縮減 ・現時点で未使用となっている施設は廃止 ・比較的新しい施設は、統廃合や複合化の受け皿となる施設として活用 <p>(6)学校教育系施設</p> <p>② 基本的な方針</p> <p>学校教育系施設は、義務教育の拠点としての機能を果たすことを目的としています。「吉賀町教育振興計画」および「学校施設の長寿命化計画」に基づき、施設の老朽化度合いを考慮し、既存校舎の更新や修繕による長寿命化の検討を進めます。</p> |
|--|--|

④吉賀町学校施設の長寿命化計画(令和2年3月)(抜粋)

| | |
|------|--|
| 計画期間 | 令和2(2020)年度～令和41(2059)年度 |
| 目的 | <p>この計画は、学校施設を総合的観点で捉え、長寿命化できるものは長寿命化し、適正に改修・建替えするとともに、教育環境の質的改善も考慮しながら改修・建替え等を検討するための詳細診断の優先順位を設定しつつ、これに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的としています。</p> <p>この計画は、吉賀町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画と位置づけるとともに、施設整備計画はこの計画に基づき策定していくことになります。</p> |
| 関連部分 | <p>(4)学校施設整備の基本的な方針等</p> <p>①学校施設の規模・配置計画等の方針</p> <p>1)学校施設の長寿命化計画の基本方針</p> <p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>学校施設の長寿命化を図るためにには、日常的・定期的な点検・診断を行い、施設の状況を適時・適切に把握することが前提となります。点検・診断のチェックリスト・マニュアルを作成し、教育委員会が行う定期的な自主点検、法定点検と各学校が行う日常点検、定期的な点検、臨時的な点検、日常清掃を実施することで、施設の状況を適時・適切に把握します。また、点検・診断結果を情報管理し、現状を把握し学校施設の保全を計画的に実施します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>学校施設の修繕については、定期的な点検・診断等を実施した上で積極的な予防保全を進め、保全費用の平準化と施設の長寿命化に努めます。大規模改修、建替え等の更新時は、災害時の地域住民の避難場所として必要となる防災機能を含めて整備を行います。</p> <p>3 安全確保の実施方針</p> <p>学校施設において、劣化・損傷などにより安全面での危険性が認められた箇所は、優先度を踏まえた上で、適時に修繕等の対応を行うとともに、安心して施設を利用できるようユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行います。</p> <p>4 耐震化の実施方針</p> |

学校施設において、耐震化については耐震診断の結果等を踏まえて、耐震性能の確保を図っているが、大規模改造、建替え等の更新時は、必要な耐震性能の確保を踏まえた整備を行います。

5 長寿命化の実施方針

学校施設において、長寿命化対策を行い、使用年数の延長を図ることとします。施設の老朽化度合いに応じた保全計画を策定し、計画的に修繕や改修を進めるとともに、トイレの洋式化やLED照明設備の整備を進め、機能改善・付加を図ります。

6 統合や廃止の推進方針

学校施設において、統合後の施設利用については、将来的な町民のニーズを見据えた上で、他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進するにあたり、教育委員会、学校及び担当設計士等と連携し、改修内容の検討や計画のスケジュール管理を行い、長寿命化等の対策を着実に実施します。

2)学校施設の規模・配置計画等の方針

吉賀町の学校施設においては、将来人口の減少、少子化、高齢化の進行及び厳しい財政状況を勘案し、今後の適正な配置を行う必要があります。人口構成や町民ニーズの変化に応じた施設の再編(統廃合等) 及び施設の複合化については、吉賀町教育振興計画に沿った対応を行う方針とします。

II-4 児童生徒数の動向と将来推計

(1) 児童生徒数の推移

本町の小中学校における過去40年間の児童生徒数の推移は、図表5に示すとおりとなっています。小学校の児童数は、40年前の昭和60(1985)年度には688人、20年前の平成17(2005)年度には396人在籍していましたが、直近の令和7(2025)年度には219人となっており、40年前より469人(▲68.2%)、20年前より177人(▲44.7%)の減少となっています。

また、中学校の生徒数は、昭和60(1985)年度には403人、平成17(2005)年度には222人在籍していましたが、令和7(2025)年度には95人となり、40年前より308人(▲76.4%)、20年前より127人(▲57.2%)まで減少し、小中学校の児童生徒数の総数においては、40年前からは777人(▲71.2%)、20年前からは304人(▲49.2%)の減少となっています。

図表5 児童生徒数の推移(人)

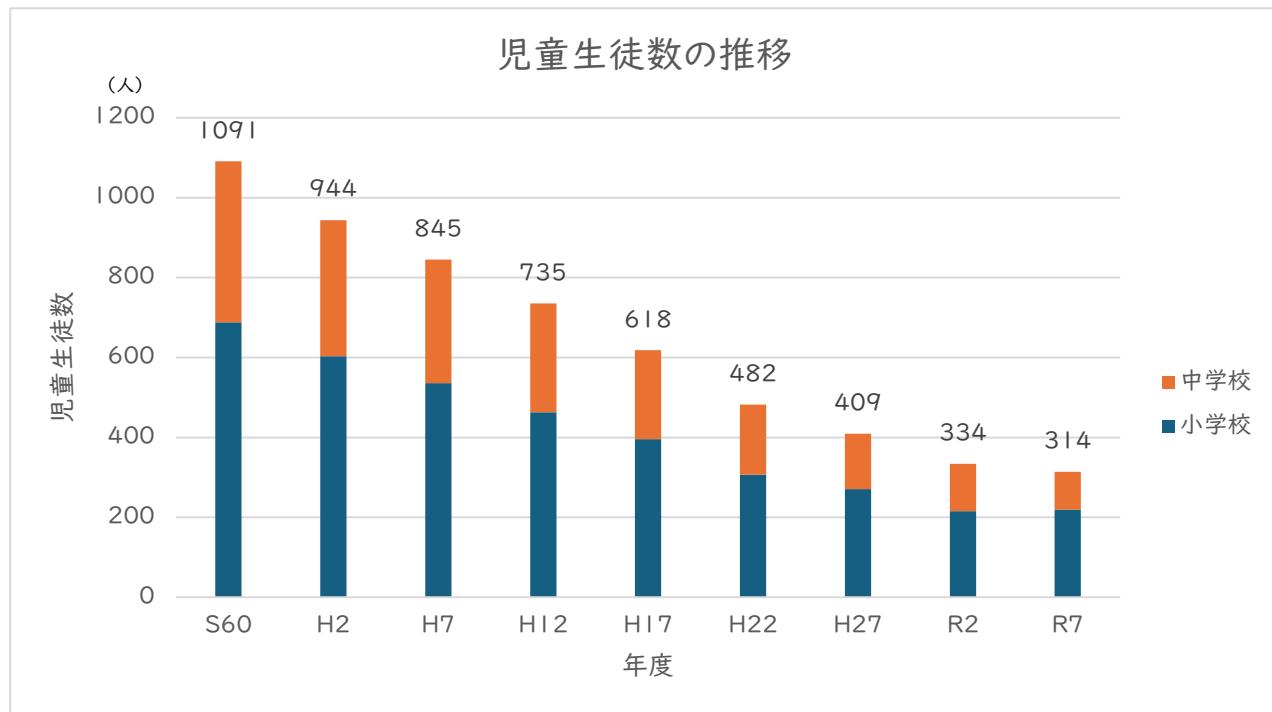
| 区分 | S60 (1985) | H2 (1990) | H7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | R7 (2025) |
|-----|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 小学校 | 柿木 | 208 | 139 | 132 | 100 | 96 | 91 | 70 | 57 |
| | 七日市 | 140 | 131 | 107 | 95 | 82 | 66 | 68 | 45 |
| | 朝倉 | 58 | 58 | 47 | 34 | 45 | 31 | 30 | 19 |
| | 六日市 | 221 | 205 | 177 | 175 | 125 | 86 | 88 | 78 |
| | 蔵木 | 61 | 70 | 73 | 59 | 48 | 33 | 15 | 16 |
| | 計 | 688 | 603 | 536 | 463 | 396 | 307 | 271 | 219 |
| 中学校 | 柿木 | 139 | 115 | 82 | 72 | 53 | 36 | 40 | 22 |
| | 吉賀 | 119 | 97 | 99 | 77 | 56 | 64 | 45 | 53 |
| | 六日市 | 113 | 98 | 91 | 84 | 81 | 55 | 38 | 44 |
| | 蔵木 | 32 | 31 | 37 | 39 | 32 | 20 | 15 | — |
| | 計 | 403 | 341 | 309 | 272 | 222 | 175 | 138 | 119 |
| 合計 | 1,091 | 944 | 845 | 735 | 618 | 482 | 409 | 334 | 314 |

※ 昭和60年度の蔵木小学校は長瀬小学校の5人を含む。(昭和62年統合)

※ 蔵木中学校は、平成31年に六日市中学校へ統合

出典:教育委員会資料

図表6 児童生徒数の推移(人)



(2)令和7年4月1日現在の年少人口から見る児童生徒数の見込み(令和7年～令和13年)

令和7年4月1日現在の校区別の0歳から14歳までの年少人口は、図表7に示すとおりです(ただし、6歳から14歳までは各小中学校の児童生徒在籍数としている)。この図表から算出したR7からR13までの各小中学校の児童生徒数見込みは、図表8のとおりとなり、微減(▲5.4%)になる見込みとなっている。なお、未就学児は今後、町内の各小中学校へ進学することを前提としています。

図表7 【令和7年4月1日現在の年少人口】(人)

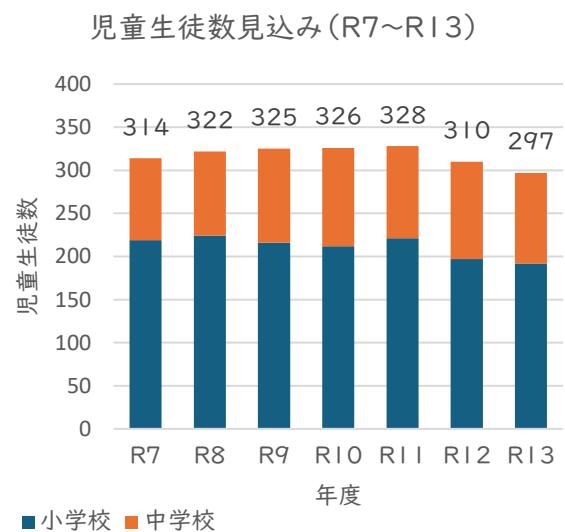
| 年齢 校区 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 年齢 校区 | 12歳 | 13歳 | 14歳 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
| | | | | | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | | | | |
| 柿木小学校 | 3 | 7 | 4 | 8 | 7 | 10 | 6 | 13 | 5 | 9 | 14 | 6 | 柿木中学校 | 4 | 7 | 9 |
| 七日市小学校 | 5 | 3 | 9 | 6 | 5 | 8 | 7 | 8 | 5 | 2 | 10 | 7 | 吉賀中学校 | 16 | 6 | 11 |
| 朝倉小学校 | 2 | 3 | 2 | 1 | 4 | 1 | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 六日市中学校 | 14 | 19 | 9 |
| 六日市小学校 | 13 | 10 | 13 | 15 | 13 | 14 | 11 | 23 | 9 | 20 | 15 | 15 | 合計 | 34 | 32 | 29 |
| 蔵木小学校 | 3 | 2 | 6 | 5 | 6 | 4 | 1 | 2 | 3 | 5 | 1 | 2 | | | | |
| 合計 | 26 | 25 | 34 | 35 | 35 | 37 | 31 | 49 | 25 | 39 | 43 | 32 | | | | |

※6歳から11歳は、各小学校の在籍児童数、12歳から14歳は各中学校の在籍生徒数

出典:住民基本台帳

図表8 【図表7から見た児童生徒数見込(令和7年～令和13年)】(人)

| 年度 学校 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | 児童生徒数見込(R7～R13) | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|-----|
| | | | | | | | | 小学校 | 中学校 |
| 小学校 | 柿木 | 53 | 57 | 50 | 49 | 48 | 42 | 39 | |
| | 七日市 | 39 | 40 | 35 | 39 | 43 | 38 | 36 | |
| | 朝倉 | 20 | 19 | 20 | 18 | 17 | 17 | 13 | |
| | 六日市 | 93 | 92 | 90 | 85 | 89 | 76 | 78 | |
| | 蔵木 | 14 | 16 | 21 | 21 | 24 | 24 | 26 | |
| | 計 | 219 | 224 | 216 | 212 | 221 | 197 | 192 | |
| 中学校 | 柿木 | 20 | 17 | 24 | 29 | 28 | 27 | 24 | |
| | 吉賀 | 33 | 31 | 38 | 27 | 26 | 24 | 32 | |
| | 六日市 | 42 | 50 | 47 | 58 | 53 | 62 | 49 | |
| | 計 | 95 | 98 | 109 | 114 | 107 | 113 | 105 | |
| 合計 | 314 | 322 | 325 | 326 | 328 | 310 | 297 | | |



(3)児童生徒数の将来推計

令和2年から令和7年までの5年間の住民基本台帳人口をもとに、*1 コーホート要因法による児童生徒数の将来推計を行いました。また、校区ごとの将来人口を把握するため、小学校がある5地区(柿木、七日市、朝倉、六日市、蔵木)に分けて推計を行い、学校ごとの児童、生徒数を予測したものを図表9に示しています。なお、年少人口はすべて町内の公立小中学校へ通うことを前提とし、転出入などの社会増減は考慮していません。

図表9で全体的に見ると、令和12年時点で児童数が187人、生徒数が106人の推計になっているが、令和27年には、半分を下回る数値(児童数=78人、生徒数=47人)となっています。学校別に見ると、令和27年に六日市小学校を除く4つの小学校で、10人近くまで児童数が減少する予測となっています。中学校を見ると、令和27年時点で、柿木中学校が10人を下回り、吉賀中学校が10人程度になる予測となっています。これらの推計結果から、柿木・七日市・朝倉地区が他の地区と比べて児童生徒数の減少がより進んでいくことが考えられます。

図表9 地区別児童生徒数の将来推計(人)

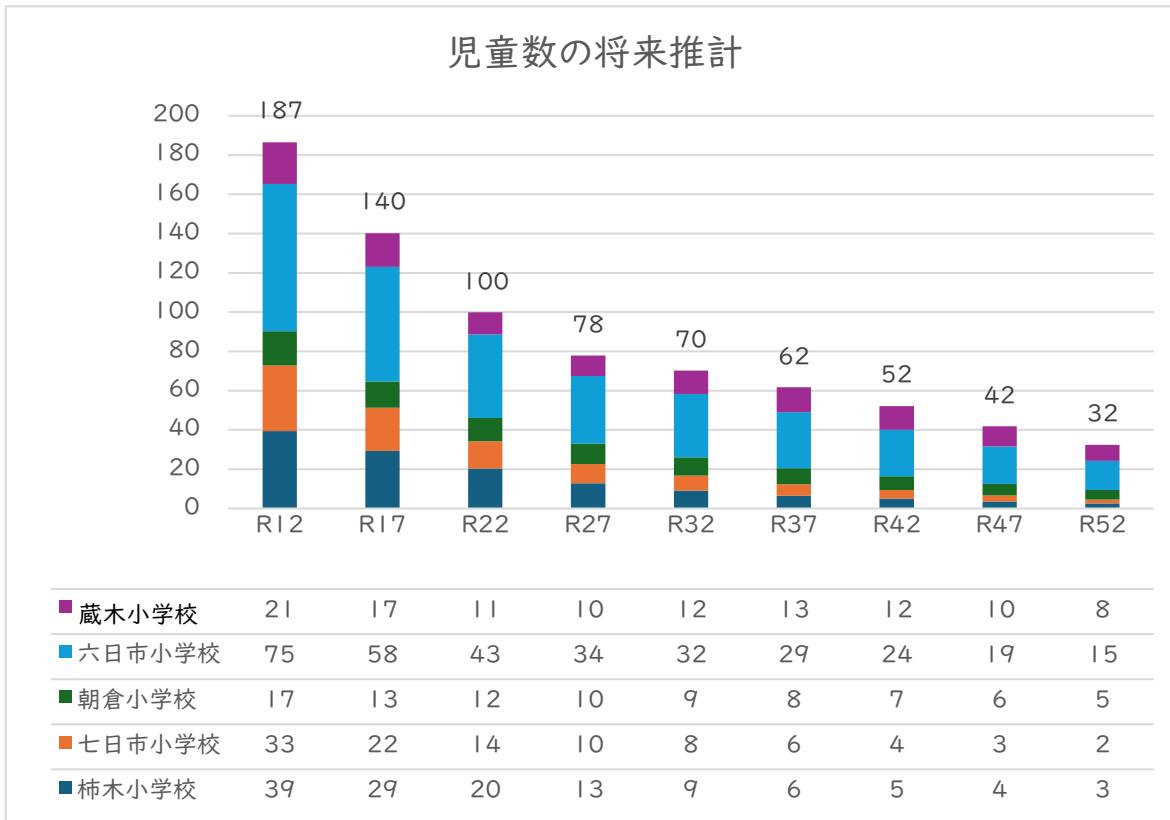
| | 学校名 | R12 | R17 | R22 | R27 | R32 | R37 | R42 | R47 | R52 |
|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童数 | 柿木小学校 | 39 | 29 | 20 | 13 | 9 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| | 七日市小学校 | 33 | 22 | 14 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 |
| | 朝倉小学校 | 17 | 13 | 12 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 |
| | 六日市小学校 | 75 | 58 | 43 | 34 | 32 | 29 | 24 | 19 | 15 |
| | 蔵木小学校 | 21 | 17 | 11 | 10 | 12 | 13 | 12 | 10 | 8 |
| | 計 | 187 | 140 | 100 | 78 | 70 | 62 | 52 | 42 | 32 |
| 生徒数 | 柿木中学校 | 24 | 17 | 13 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 2 |
| | 吉賀中学校 | 32 | 25 | 18 | 13 | 10 | 8 | 7 | 6 | 4 |
| | 六日市中学校 | 50 | 45 | 35 | 25 | 22 | 22 | 21 | 18 | 15 |
| | 計 | 106 | 87 | 66 | 47 | 38 | 34 | 30 | 26 | 20 |
| 合計 | | 293 | 227 | 166 | 125 | 108 | 96 | 82 | 68 | 53 |

*1 コーホート要因法とは、出生・死亡・移動等の人口の変動要因の動向を仮定して*2 コーホート毎に将来人口を推計する方法です。わが国の全国推計のように詳細な人口統計が得られる場合には、コーホート要因法が最も信頼できる方法と評価されています。(必要となるデータ:基準人口、出生・死亡の人口動態統計及び人口移動統計などがあります)

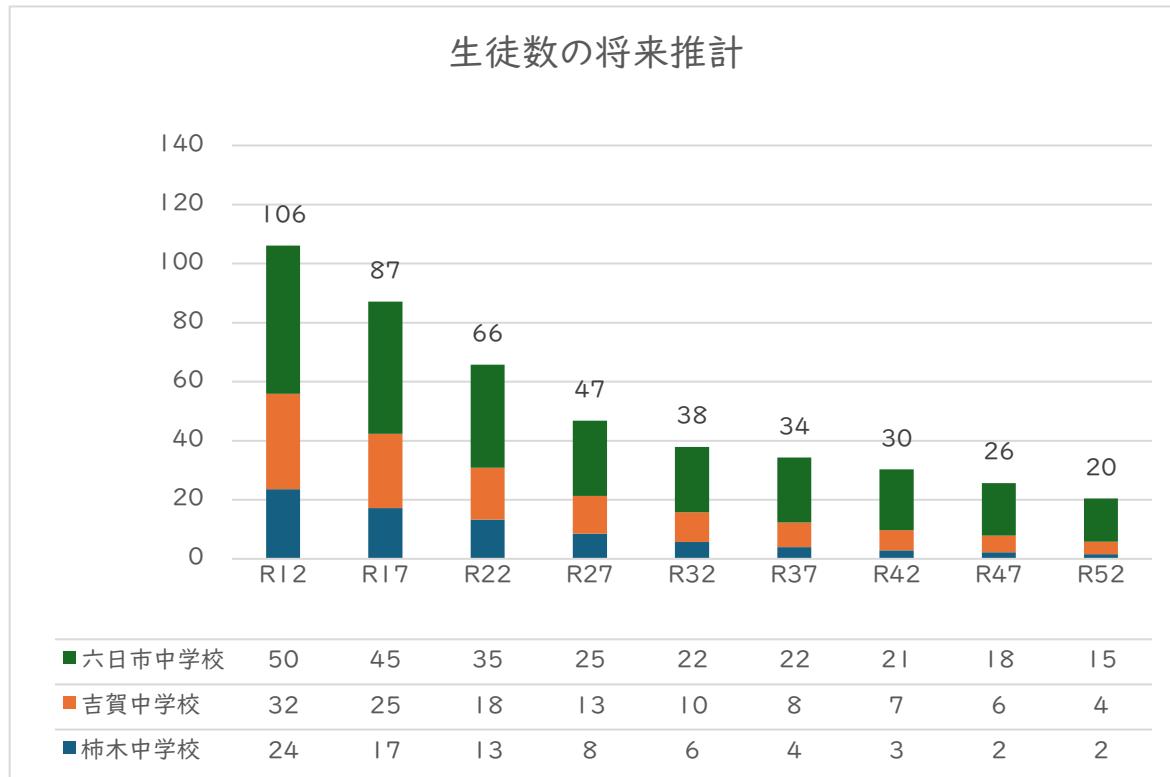
*2 コーホートとは出生年が同じ人口集団のことを指します。

(出典:国立社会保障・人口問題研究所資料)

図表10 小学校別児童数の将来推計(人)



図表11 中学校別生徒数の将来推計(人)



※令和2年度、令和7年度住民基本台帳人口をもとに推計

(4)各調理場の食数の変化

本町の学校給食各調理場の食数の推移は図表12のとおりで、平成17年度からの20年間で、741食から454食へと287食(▲38.7%)減少しており、児童生徒数の減少と比較すると緩やかな減少となっています。これは児童生徒分を除く食数(教職員等分)が、多少の増減はあるものの横ばいの状況にあることによるものと考えられます。

のことから図表13の食数の将来推計においては、図表10小学校別児童数の将来推計、図表11中学校別生徒数の将来推計に、図表12の児童生徒分を除く食数の平均値を足して推計しています。なお、この場合には将来の学校の統廃合等については考慮せず、現行のままの学校配置として推計しています。

図表12 各調理場の食数の推移(食)

| 調理場 | 学校 | H17 | H22 | H27 | R2 | R7 |
|------------|---------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 六日市共同調理場 | 蔵木小学校 | 60 | 45 | 25 | 32 | 23 |
| | 六日市小学校 | 145 | 110 | 115 | 105 | 120 |
| | 朝倉小学校 | ※1(52) | 40 | 41 | 26 | 34 |
| | ※2蔵木中学校 | 43 | 30 | 25 | — | — |
| | 六日市中学校 | 93 | 68 | 50 | 58 | 57 |
| | 計 | 393 | 293 | 256 | 221 | 234 |
| 七日市共同調理場 | 七日市小学校 | 99 | 87 | 90 | 70 | 60 |
| | 吉賀中学校 | 69 | 77 | 60 | 68 | 50 |
| | 計 | 168 | 164 | 150 | 138 | 110 |
| 柿木共同調理場 | 柿木小学校 | 115 | 112 | 95 | 76 | 77 |
| | 柿木中学校 | 65 | 50 | 52 | 35 | 33 |
| | 計 | 180 | 162 | 147 | 111 | 110 |
| 総計 | | 741 | 619 | 553 | 470 | 454 |
| 児童生徒分を除く食数 | | 123 | 137 | 144 | 136 | 140 |

※1 平成17年の六日市共同調理場は、平成19年に統合した朝倉小学校調理場を含む

※2 蔵木中学校は平成31年に六日市中学校と統合

図表13 食数の将来推計(食)

| 調理場 | 学校名 | 2030 (R12) | 2035 (R17) | 2040 (R22) | 2045 (R27) | 2050 (R32) | 2055 (R37) | 2060 (R42) | 2065 (R47) | 2070 (R52) |
|-----|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 六日市 | 蔵木小学校 | 38 | 34 | 28 | 27 | 29 | 30 | 29 | 27 | 25 |
| | 六日市小学校 | 92 | 75 | 60 | 51 | 49 | 46 | 41 | 36 | 32 |
| | 朝倉小学校 | 34 | 30 | 29 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
| | 六日市中学校 | 67 | 62 | 52 | 42 | 39 | 39 | 38 | 35 | 32 |
| | 計 | 232 | 202 | 169 | 149 | 144 | 140 | 131 | 121 | 110 |
| 七日市 | 七日市小学校 | 50 | 39 | 31 | 27 | 25 | 23 | 21 | 20 | 19 |
| | 吉賀中学校 | 49 | 42 | 35 | 30 | 27 | 25 | 24 | 23 | 21 |
| | 計 | 100 | 81 | 66 | 57 | 52 | 48 | 45 | 43 | 40 |
| 柿木 | 柿木小学校 | 56 | 46 | 37 | 30 | 26 | 23 | 22 | 21 | 20 |
| | 柿木中学校 | 41 | 34 | 30 | 25 | 23 | 21 | 20 | 19 | 19 |
| | 計 | 97 | 81 | 68 | 55 | 49 | 44 | 42 | 40 | 38 |
| 総計 | | 429 | 363 | 302 | 261 | 244 | 232 | 218 | 204 | 189 |

II-5 納入施設の現状と課題

(1) 施設の老朽化等

各施設の老朽化等の状況は、建築から40年以上経過したものが2施設、20年以上のものが1施設となっており、令和2年3月に策定した吉賀町学校施設の長寿命化計画では、3つの共同調理場のうち2施設（柿木共同調理場、七日市共同調理場）は、外壁等へ亀裂が見られ補修等の対応が必要とされています。特に七日市共同調理場において劣化状況が広範囲に見られ、早急な大規模改修か、又は改築が必要とされています。（図表14参照）

また、七日市共同調理場においては、トイレや休憩室がそれぞれ1箇所しか設置されていないなど、調理員の配置や職場環境面等における課題も生じています。

以上のことから七日市共同調理場に関して、早急な施設の整備改善が必要であると考えられます。

図表14 構造躯体の健全度の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価
(吉賀町学校施設の長寿命化計画より抜粋)

建物老朽度調査結果一覧表

| 施設名 | 建築年度 | 評価 | | | | | | | | | | 総括 | |
|----------|------|-------|----|----|--|--|--|--|-----|--|--|----|--|
| | | 耐震安全性 | | | 躯体以外の劣化状況評価 | | | | | | | | |
| | | 基準 | 診断 | 補強 | 状況 | | | | 緊急性 | | | | |
| 柿木共同調理場 | S56 | 旧 | — | — | 外壁に亀裂が見られるので補修必要。設備機器の更新、システム変更等に配慮が必要 | | | | | | | 中 | |
| 七日市共同調理場 | S54 | 旧 | — | — | 内外壁に亀裂が見られる。施設が狭く手狭である。設備機器の更新、システム変更等に配慮が必要 | | | | | | | 高 | |
| 六日市共同調理場 | H14 | 新 | — | — | 現状は良好。設備機器の更新、システム変更等に配慮が必要 | | | | | | | 低 | |

〔対応の緊急性〕 高：緊急性が非常に高い 中：5年以内に対応する。低：良好である。

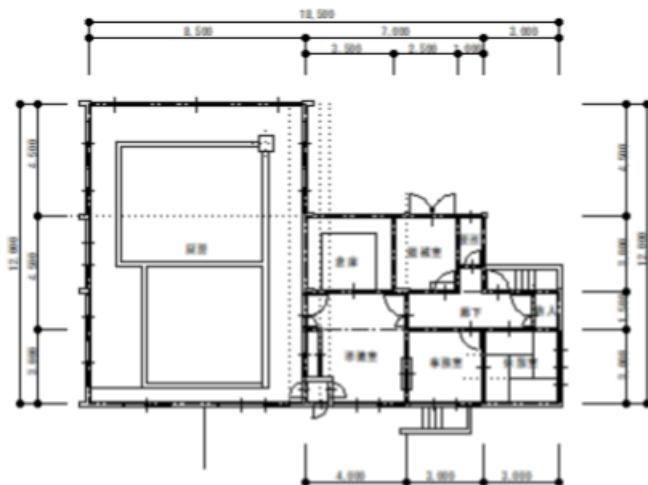
建物情報一覧表

| 施設名 | 建物基本情報 | | | | | 構造躯体の健全度 | | | | | 劣化状況評価 | | | | | | |
|----------|--------|----|-----------------------|------|-----|----------|----|----|--------|------|--------|-------|----|------|------|------|-------------|
| | 構造 | 階数 | 延床面積(m ²) | 建築年度 | 築年数 | 耐震安全性 | | | 長寿命化判定 | | | 屋根・屋上 | 外壁 | 内部仕上 | 電気設備 | 機械設備 | 健全度(100点満点) |
| | | | | | | 基準 | 診断 | 補強 | 調査年度 | 圧縮強度 | 資産上の区分 | | | | | | |
| 柿木共同調理場 | S | 1 | 168 | S56 | 44 | 旧 | — | — | | | | B | B | B | B | 75 | |
| 七日市共同調理場 | S | 1 | 139 | S54 | 46 | 旧 | — | — | | | | C | C | C | C | 40 | |
| 六日市共同調理場 | S | 1 | 436 | H14 | 23 | 新 | — | — | | | | A | A | A | A | 100 | |

〔劣化状況評価〕 A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要がある

図表15 調理場平面図及び改修等実施計画(学校給食柿木共同調理場)
吉賀町学校施設の長寿命化計画より抜粋

学校給食柿木共同調理場



■今後40年間の改修等実施計画

| 施設 | 事業等 | 令和2年～令和11年 | 令和12年～令和21年 | 令和22年～令和31年 | 令和32年～令和41年 |
|---------|--------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 柿木共同調理場 | 長寿命化改築 | 長寿命化改修 | 点検・確認・清掃 | | 大規模改修改築 |

●金属屋根・防水改修(塗装等)
●外壁改修(塗装等)
●外壁塗装改修
●内部改修(天井・壁・床)
●内装設備改修等

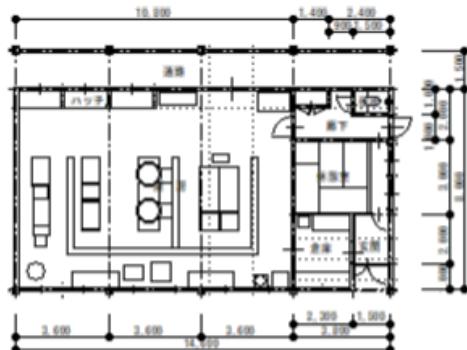
●金属屋根・防水・点検
●外部建具(ガラス・コーキング類等)
●電気設備(照明器具・コンセント等)
●機械設備(エコットル・換気扇等)等

●全ての部位を調査し劣化の著しい部位をすべて改修
●調査により構造強度の低下がある場合建て替え



図表16 調理場平面図及び改修等実施計画(学校給食七日市共同調理場)
吉賀町学校施設の長寿命化計画より抜粋

学校給食七日市共同調理場



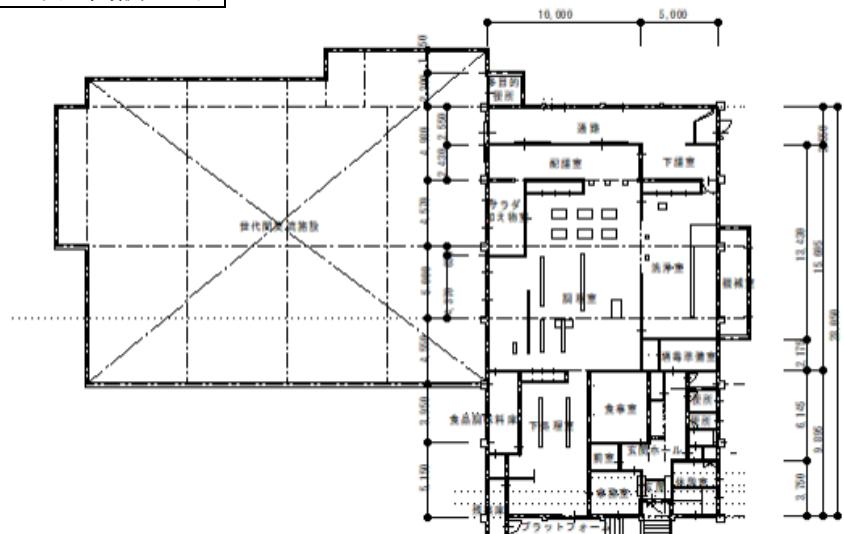
■今後40年間の改修等実施計画

| 施設 | 事業等 | 令和2年～令和11年 | 令和12年～令和21年 | 令和22年～令和31年 | 令和32年～令和41年 |
|----------|------------|--|-------------|-------------|-------------|
| 七日市共同調理場 | 長寿命化 改築 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>長寿命化改修</p> <p>改築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属屋根改修(金具共) ● 外壁改修(ガラク等) ● 外壁塗装改修 ● 内部改修(天井・壁・床) ● 内部設備改修 </div> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>点検・修繕・清掃</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>大規模改修</p> <p>改築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査により構造耐震度の低下がある場合対応等 </div> </div> | | | |



図表17 調理場平面図及び改修等実施計画(学校給食六日市共同調理場)
吉賀町学校施設の長寿命化計画より抜粋

学校給食六日市共同調理場



■今後40年間の改修等実施計画

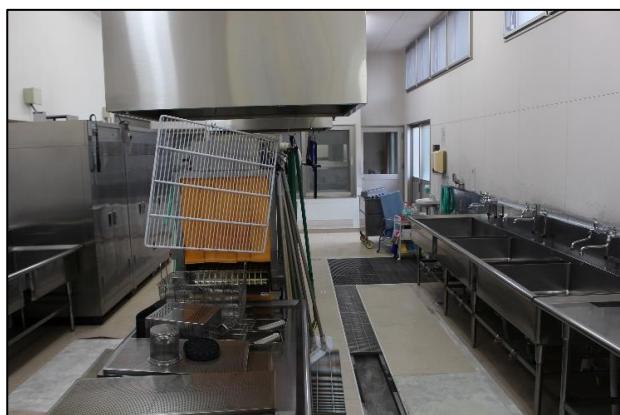
| 施設 | 事業等 | 令和2年～令和11年 | 令和12年～令和21年 | 令和22年～令和31年 | 令和32年～令和41年 |
|----------|--------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 六日市共同調理場 | 長寿命化改築 | ▶ 点検・修繕・清掃 | 長寿命化改修 | ▶ 点検・修繕・清掃 | 大規模改修 |

●屋根(瓦) 点検
●外部建具(ガラス戸)
●内部床・壁・鉄骨塗装
●電気設備・機械設備等

●屋根不具合改修
●外壁改修(ALC板)
●外壁塗装改修
●内部改修(鉄骨塗装・壁・床)等

●屋根(瓦) 点検
●外部建具(ガラス戸)
●内部床・壁・鉄骨塗装
●電気設備・機械設備等

●全ての部位を調査し劣化の著しい部位をすべて改修



(2)学校給食衛生管理基準への対応

学校給食施設は、学校給食衛生管理基準において衛生管理上の基準が設けられています。その主なものとして、食数に適した調理場の広さの確保や二次感染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分すること、また、ドライシステムの導入などが求められています。

本町の学校給食調理場における学校給食衛生管理基準への対応状況を図表18に示します。

平成14年に建設した六日市共同調理場はドライシステム及び作業区域等区分が導入済みとなっていますが、他の2施設はドライシステム及び作業区域等区分共に施設状況の面から未導入となっており、運用面において工夫することができるだけ基準に近づけるよう努めている状況です。

調理場の広さに関しては、六日市共同調理場は十分な広さを確保できていますが、七日市共同調理場、柿木共同調理場は全体的に手狭であるといえます。

衛生管理に関しては、七日市共同調理場が老朽化により、建物の隙間などから虫などが調理場内に進入することも懸念されています。

以上のことから、七日市共同調理場が学校給食衛生管理基準への対応が最も進んでおらず、早急な改善が求められます。

図表18 学校給食衛生管理基準への対応状況

| 調理場名 | 施設及び構造 | | | | | 衛生管理 |
|----------|--------|----------|---------|--------|-----------|----------------------|
| | 調理場の広さ | 作業区域区分 | ドライシステム | エアカーテン | アレルギー対応設備 | |
| 柿木共同調理場 | 手狭 | 完全でない | 調理中は運用 | 未導入 | 未整備 | 良好 |
| 七日市共同調理場 | 手狭 | 未(ワンフロア) | 調理中は運用 | 未導入 | 未整備 | 建物の隙間から虫などの侵入の可能性がある |
| 六日市共同調理場 | 十分広い | 導入 | 導入 | 導入 | 未整備 | 良好 |



(3)食物アレルギーへの対応

近年、食物アレルギーを持つ児童生徒は増加傾向にあります。吉賀町では文部科学省が示す「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者と面談等による情報の共有・緊密な連携を図りながら、教育委員会、学校、共同調理場がそれぞれの役割に応じ、お互いに情報を共有し安全な給食の提供を実施しています。

現状での対応としては、町内で統一した対応とし、特定の品目(鶏卵、えび)について、基本的に「除去食」「代替食」対応、乳アレルギーについては「飲用牛乳停止」の対応としています。また、全ての児童生徒がなるべく同じ献立で給食を食べることができるように、アレルゲンとなる食品の使用制限を設けるなど配慮しています。

より厳密な食物アレルギーへの対応を考慮した場合、アレルギー対応室などの施設整備が求められます。現状3共同調理場すべてがアレルギー対応室などの施設を整備しておらず、今後の検討課題となります。



(右図出典:平成27年3月 文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応方針)

(4)学校給食調理員の人材確保

現状における学校給食調理員は、3施設全体で常時15人配置できるよう確保に努めています。正規職員は6名在籍しておりますが、会計年度任用職員の調理員も含めて休暇等への対応など、スポット任用の調理員の確保も必要となります。

近年では、調理員の確保が難しい状況にあり、今後も人口減少が想定されています。調理員の持続的な確保は安心安全な給食を提供していくうえで重大な課題であるといえます。

II-6 学校給食調理場に関する意見聴取

(1)学校給食に関するアンケート調査

本町の学校給食に関する意見聴取をするため、アンケート調査を実施しました。

① 小学生(3年生～6年生)の調査結果

「給食について思うことについて」

49件の回答があり(うち「特になし」17件)、児童から以下のような意見が示されました。

| 項目 | 意見 |
|------------|---|
| 給食の味・評価 | 多くの児童から「おいしい」「とてもおいしい」といった肯定的な評価。 |
| | 栄養バランスが考えられている。 |
| 献立への要望 | パン給食の回数を増やしてほしい。 |
| | ラーメン、チキンチキンごぼう、フルーツポンチなどの特定メニューの提供や、リクエスト献立の実施。 |
| 食事環境・運営 | 給食を食べる時間が短い、時間を長くしてほしい。 |
| | 給食当番の配膳による量のばらつきや、自分の好きな量を選べない。 |
| | 食事中の放送(音楽)を変えてほしい。 |
| 調理員へのメッセージ | 日々の給食調理に対する感謝や、「これからも美味しい給食を作ってほしい」といった期待の言葉が多く寄せられている。 |

②中学生の調査結果

○「吉賀町の取り組み(有機米・オーガニック給食等)について」

※平成 10 年度からの地元産有機米の全量使用、令和 6 年度からの「オーガニック給食の日」等の取り組みについての意見がありました。

39 件の回答があり(うち「特になし」24 件)、生徒から以下のような意見が示されました。

| 項目 | 意見 |
|----------|---|
| 評価・継続希望 | 地元産有機米やオーガニック給食の取り組みは良いと思う。 |
| | お米が美味しい。 |
| | 家庭での実践が難しいオーガニック食材の摂取機会として貴重。 |
| | 今後も継続・拡大してほしい。 |
| 認知・意識 | 取り組みをこれまで知らなかったが、今後は意識して食べたい。 |
| | オーガニックの具体的な違いや良さがまだよく分からない。 |
| メニューへの提案 | わさび等の特産品活用や、和食中心のオーガニック給食だけでなく洋食メニューへの展開希望。 |

○「その他、ご意見等」

35 件の回答があり(うち「特になし」26 件)、生徒から以下のような意見が示された。

| 項目 | 意見 |
|---------|---|
| 給食の味・感謝 | 日々の給食に対する感謝や、「美味しい」といった肯定的な評価が寄せられている。 |
| 献立への要望 | 冷凍みかん、揚げパン、カレー、納豆丼などの人気メニューや、麦ごはんの回数を増やしてほしい。 |
| | 牛乳の温度をもっと冷たくしてほしい。 |
| 食事環境・量 | 給食の時間が短い割に量が多い。時間を長くするか量を調整してほしい。 |

③保護者の調査結果

○「吉賀町の取り組み(給食費無償化)について」

※平成 27 年度からの学校給食費無償化の実施についての意見。

68 件の回答があり(うち「特になし」2 件)、保護者から以下のような意見が示されました。

| 項目 | 意見 |
|-------------|---|
| 無償化への感謝・評価 | 「大変助かっている」「ありがたい」といった感謝の声が大多数を占めている。 |
| | 物価高騰の中での家計支援として、今後も継続してほしい。 |
| | 有機食材など質の高い給食を無償で提供されていることへの感謝。 |
| 有償化・一部負担の容認 | 物価高や財政状況を懸念し、給食の質や量が維持できないのであれば、有償化や一部負担(高騰分のみ負担、1 食 100~150 円程度など)もやむを得ない。 |
| | 「食べるものくらいは親が負担すべき」「タダ飯はいやだ」といった、保護者の責任としての費用負担を肯定する意見。 |
| | 無償化により感謝の気持ちが薄れているのではないか。 |
| 施策への疑問・提言 | 無償化の目的(誰のためか)が見えにくい、他の子育て支援策の充実 |
| | 地元生産者からの優先調達など、無償化以外の面での改善を求める。 |

○「吉賀町の取り組み(有機米・オーガニック給食等)について」

※平成 10 年度からの地元産有機米の全量使用、令和 6 年度からの「オーガニック給食の日」等の取り組みについての意見。54 件の回答があり、保護者から以下のような意見が示された。

| 項目 | 意見 |
|-----------------------|--|
| 取り組みへの評価・継続希望 | 「大変いい」「ありがたい」といった肯定的な評価や、今後も継続してほしいという要望。 |
| | 食育や地産地消の観点から、子どもたちが地元の食材や生産者を知る良い機会である。 |
| | 安心・安全な食材であることや、医療費削減などの健康面でのメリットに期待する。 |
| コスト・質・量への懸念と「有機」への慎重論 | 有機食材へのこだわりにより、給食費の負担増、給食の量の減少、メニューのマンネリ化などが生じることを懸念する。 |
| | 「有機米でなくても吉賀町産のお米なら十分」「コストがかかるなら一般的な地元米で良い」といった、有機へのこだわりよりもコストバランスや質・量の維持を重視する意見。 |
| | 一部生産者の優遇やパフォーマンスではないか。 |
| 具体的な要望・提案 | 子どもたちが価値を実感できているか疑問。 |
| | 調味料の無添加・有機化や、猪肉・鮎など他の地元食材の活用。 |
| | 農家からの調達方法(均等な提供)、生産現場の見学や体験学習、保護者向け試食会の実施。 |

○「その他、ご意見等」

34件の回答があり(うち「特になし」1件)、保護者から以下のような意見が示された。

| 項目 | 意見 |
|----------------------|---|
| 給食への評価・感謝 | 「毎日おいしい給食をありがとう」「子供たちが楽しみにしている」といった感謝の声。 |
| | 転校生からの評価や、吉賀町の給食が美味しいと有名であること、有機栽培の食材が使われていることへの評価が高い。 |
| | 調理員や生産者への感謝。 |
| 財政・負担・運営への提言 | 持続可能な運営のために、給食費の有償化や一部負担を行っても良い。 |
| | 質や量を向上させるためなら費用を徴収すべき。 |
| | 学校再編を含めた町の将来像についての議論を求める声や、町の対応姿勢に対する厳しい指摘も寄せられている。 |
| 調理場の在り方・センター化についての賛否 | 財政難や少子化を踏まえ、人件費・設備費削減のために調理場の集約(センター化)や学校統廃合を進めるべき。 |
| | 作り手の顔が見える関係や温かい給食の提供を重視し、調理場の統合や外部委託に反対する(現状維持・自校調理を望む)強い要望もある。特に柿木地区での継続を願う声が見られる。 |

(2)関係者へのヒアリング調査

①各共同調理場栄養教諭へのヒアリング調査

3カ所の給食調理場の栄養教諭に対するヒアリング調査を行い、3名の栄養教諭から以下のような意見が示された。

| 項目 | 意見 |
|-------|---|
| 施設の現状 | 六日市共同調理場は全体的に十分な施設が整備されている。 |
| | 七日市共同調理場は老朽化が極めて深刻な状況で早急な対応が必要。 |
| | 七日市・柿木共同調理場はワンフロア構成で衛生管理基準を満たすために努力をしている。 |
| | 七日市・柿木共同調理場は調理動線と人の出入りの動線が交錯している。 |
| 衛生管理 | 全施設共通で手洗い場の数が不足している。現状の設備を修理するなどの対応が必要。 |
| | 七日市共同調理場は屋外への開放部が多く、害虫・外気侵入リスクが常態化している。 |
| | 柿木共同調理場はワンフロア構成で同じ靴での移動が衛生基準に抵触している。 |
| 作業環境 | 七日市共同調理場は調理動線の複雑さと後戻りが多い。 |
| | 柿木共同調理場は検収室経由でしか事務所に入れず、人と食材の動線が必然的に交錯している。 |
| 業務運営 | 全施設共通で保管庫・保管スペースの不足が問題となっている。 |
| 将来像 | 工期中の代替運用が課題となっており、現地建替えは困難。 |
| | 代替施設の先行整備、移転が現実的。 |

②共同調理場調理員へのヒアリング調査

3カ所の給食調理場の調理員に対するヒアリング調査を行い、6名の調理員から以下のような意見が示された。

| 項目 | 意見 |
|-------|--|
| 施設の現状 | 六日市共同調理場は全体的に十分な施設が整備されている。 |
| | 七日市共同調理場は衛生動線の交差が最も深刻な課題。建物の安全性も憂慮している。 |
| | 柿木共同調理場は収納・保管庫が不足気味。 |
| 衛生管理 | 全施設共通で手洗い場の数が不足している。 |
| | 六日市共同調理場は衛生管理基準を満たすため設備増強が不可欠との認識。 |
| | 七日市共同調理場は害虫の侵入、外部と直結する部分があることが最も課題。 |
| 作業環境 | 七日市共同調理場は夏季の高温な作業環境が深刻。配送・検食動線が複雑。 |
| | 六日市共同調理場、七日市共同調理場は更衣スペースが不足気味。 |
| 業務運営 | オーガニック野菜導入により下処理工程が倍増し、調理員の負担が増大。 |
| | 全施設共通で保管スペースの不足が問題となっている。 |
| その他 | 全施設共通で洗浄室内に乾燥機(パススルー型)配置を強く要望している。 |
| | オーガニック給食の推進にあたっては、下処理工程の大幅増加を前提とした設備・スペース・人員計画が必要。 |

III 基本構想の考え方

III-1 基本理念

関連法規や計画の改正、学校教育における本町の取り組みを踏まえ、安心・安全で質の高い給食を安定的に提供できる体制の構築、児童生徒の健やかな成長のために、共同調理場の整備・運営にあたっては、以下を基本理念とします。

「直営による安心・安全でおいしい、持続可能な学校給食」

III-2 基本方針

前項で定める基本理念及び吉賀町の学校給食を取り巻く課題解決のために、基本方針を次のように定めます。

■基本方針①:安全で安心して安定供給できる施設・体制の構築

計画の基本理念である「直営による安心・安全でおいしい、持続可能な学校給食」の実現に向けて、学校給食衛生管理基準にある「H A C C P」の考え方に基づいた施設・設備を整えることが望まれます。

併せて、食物アレルギーを持つ児童生徒が増えている中、施設・設備面における対策を図ることが、常に安心・安全でおいしい給食の提供に繋がります。

また、そこで働く職員の職場環境は安心・安全に大きく影響いたします。みんなが安心して働くことのできる職場環境を整えることが、より安心・安全でおいしい給食の提供や調理員の確保、学校給食の安定運営に繋がることと思っております。

■基本方針②:オーガニック給食・地産地消の推進

オーガニック給食・地産地消の推進は、吉賀町の「オーガニックビレッジ宣言」による取り組みの一環として、また、次代を担う子供たちに安心・安全な給食を提供するために共に重要視されているものです。

これらを推進していくために、産業振興部門をはじめ関係機関と連携をしながら取り組みを進めてまいります。

III-3 基本構想の期間

本基本構想の期間は、令和18年度までとします。

学校給食調理場を取り巻く環境には流動的な要素を含んでおり、その変化に柔軟に対応することが必要と思われます。そのため本基本構想を基本としつつ、基本構想の期間中であっても隨時、検討と見直しが必要と考えています。

本基本構想の期間は、教育振興計画の第3期と第4期の期間に相当する期間とします。

IV 施設整備の検討

IV-1 検討条件の整理

(1)前提とする基本的な考え方

「II 学校給食の現状と課題」で整理したとおり、現在の学校給食施設は、老朽化の進行や学校給食の衛生管理基準、職場環境の面から見ても速やかな再整備が必要と思われます。

一方で、児童生徒数は減少の一途をたどり、今後も更なる減少が見込まれるなど、現状の3調理場を維持していくことには多くの懸念事項が想定されます。これらの状況を総合的に考えると施設の統廃合等の検討を前提とすることが妥当と考えます。

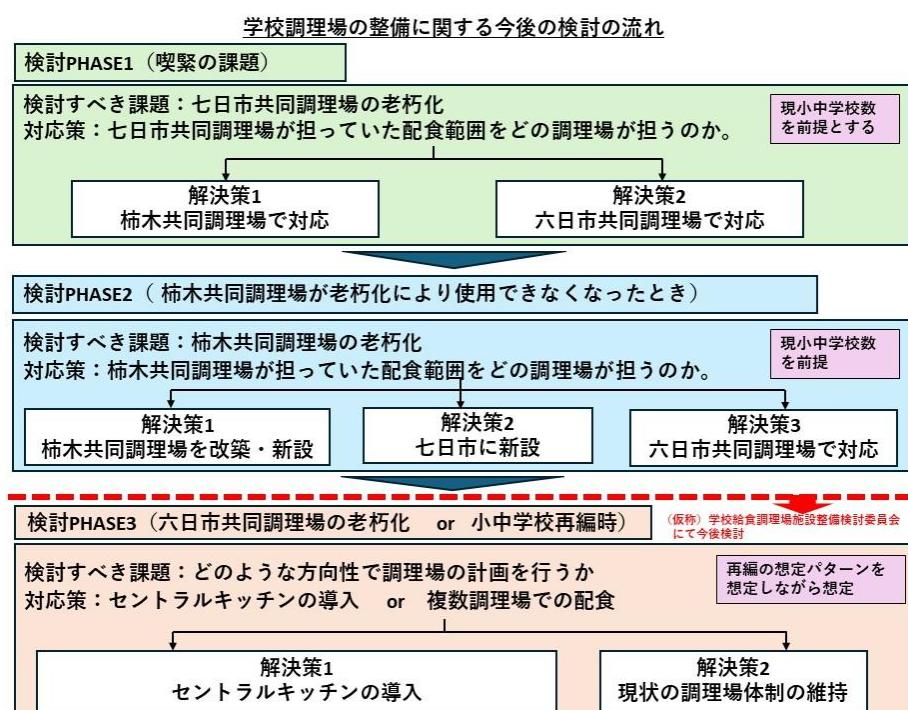
また、学校給食調理場の整備に係る在り方を検討する上で、学校の配置は大きく影響する事案となります。現在の学校配置は、図表2にあるように小学校5校、中学校3校の計8校が設置されています。この学校の配置につきましては、吉賀町教育振興計画第2期においても小学校は原則として全ての学校を存続させ、中学校は全てが存続できるように努力しますが、極小規模校については、学校、保護者、地域、行政がしっかり協議を重ね結論を出しますとしています。

令和8年度は、教育振興計画第2期の最終年度を迎え、第3期策定に向けた事務が進められることとなります。そこで現状を踏まえた検討がなされることと思いますが、その方向性が示されるには今しばらくの時間が必要と思われます。

更に、町の財政状況についても大きく関連してまいります。旧柿木村と旧六日市町の合併から20年を迎え、有利であった合併特例債の終了や町財政に大きな負担を強いる事案が見受けられるなど、町財政は大変厳しい状況を迎えております。施設の整備等を検討する上では、将来に向けて町財政への過度な負担が生じないように施策等と財政負担とのバランスを考慮することが必要と思われます。

これらのことと踏まえた上で、本町の学校給食施設の統廃合を中長期的な観点で検討する場合、図表19のような検討フェーズが存在します。次項では、各検討フェーズでどのような整備方法が考えられるかの設定を行います。

図表19 想定される検討フェーズ



(2)施設整備プランの設定

町内にある3カ所の共同給食調理場について、将来的な動向を踏まえたうえで、各検討段階においてどのような方向性で施設整備を行っていくのか、複数の施設整備プランを示します。

① 検討フェーズ STEP1

STEP1は、施設の老朽化が最も激しく、学校給食衛生管理基準への適合も進んでいない七日市共同調理場に対する対応です。この検討フェーズは喫緊の問題であり、早急に対応すべきタイミングに来ています。想定される施設整備プランを以下に示します。

- ・施設整備プラン1案：七日市共同調理場を廃止し、柿木共同調理場で対応を行う。
- ・施設整備プラン2案：七日市共同調理場を廃止し、六日市共同調理場で対応を行う。

②検討フェーズ STEP2

STEP2は、七日市共同調理場と同様に施設の老朽化が進んでいる柿木共同調理場に対する対応です。この検討フェーズは近い将来に検討するべき内容であるといえます。想定される施設整備プランを以下に示します。

- ・施設整備プラン1案：柿木共同調理場の場所又は柿木地域内で改築又は新設を行う。
- ・施設整備プラン2案：
七日市共同調理場があった場所又は七日市地域内に新設し、七日市・柿木エリアの配食を担当する。
- ・施設整備プラン3案：
六日市共同調理場で対応する（必要に応じて施設・設備の改修を行う）。

③ 検討フェーズ STEP3

STEP3は、六日市共同調理場が老朽化して使用できなくなる、又は町内の小中学校の再編がなされた際に検討すべき内容です。六日市共同調理場は築20年程度と比較的新しく、六日市共同調理場の建て替えを議論するタイミングは早くとも20～25年後となります。また、町内の学校配置に関しては、教育振興計画において方向性が示されるべき事項であり、現段階で検討することは時期尚早であるといえます。

以上のことから、学校給食を取り巻く環境の変化の動向を見据え、後述する「（仮称）学校給食調理場施設整備検討委員会」等で検討してまいります。

(3)調理場整備に伴うその他の検討事項

前述した「施設整備プランの設定」における検討フェーズの「STEP1」及び「STEP2」のいずれにおいても施設廃止後の跡地をどうするかという課題が残ります。しかしながら、児童生徒数の急激な減少など、取り巻く環境に流動的な要素を含んでいる状況においては、その時々に応じた柔軟な対応が必要と思われます。以上のことから、今後の環境の変化を見据え、後述する「（仮称）学校給食調理場施設整備検討委員会」等で検討してまいります。

IV-2 施設整備プランの比較・検討

検討フェーズ STEP1、STEP2 に関して、施設・整備面、運営面、経済性、将来性等の面から比較・検討を行います。

(1) 検討フェーズ STEP1

① 各案の評価整理

施設整備プラン1案：七日市共同調理場を廃止し、柿木共同調理場で対応を行う。

| 項目 | 意見 |
|------|---|
| 配送体制 | 柿木共同調理場：柿木小学校、七日市小学校、柿木中学校、吉賀中学校 |
| | 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、六日市中学校 |
| 主な評価 | 新たな施設整備を伴わないため、短期的な事業費は比較的抑えられる。 |
| | 柿木共同調理場については今後老朽化への対応が避けられず、将来的に再度給食提供体制の再編を検討する必要が生じる可能性が高い。そのため、給食提供の持続可能性という観点では課題が残る。 |
| | オーガニック給食・地産地消の推進につながる点はメリットといえる。 |
| | 柿木共同調理場は作業動線の交錯や施設規模の制約があり、衛生面や設備更新への対応、調理員増加への柔軟な対応には一定の制約がある。 |

施設整備プラン2案：七日市共同調理場を廃止し、六日市共同調理場で対応を行う。

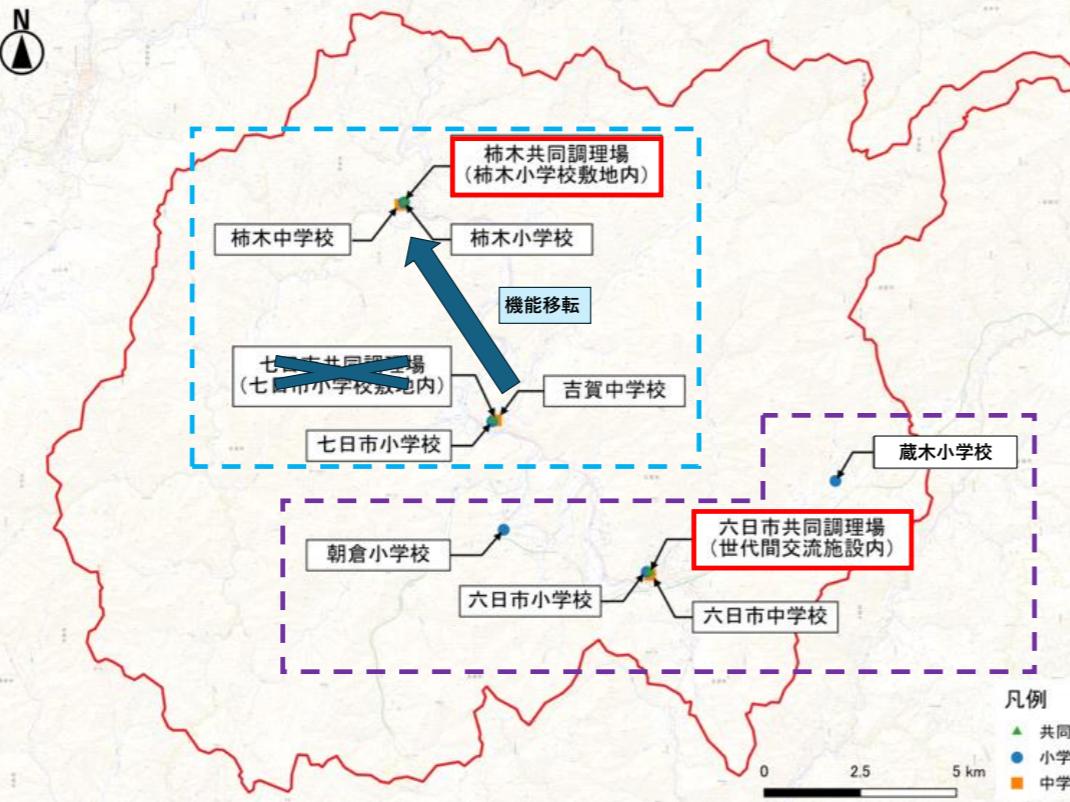
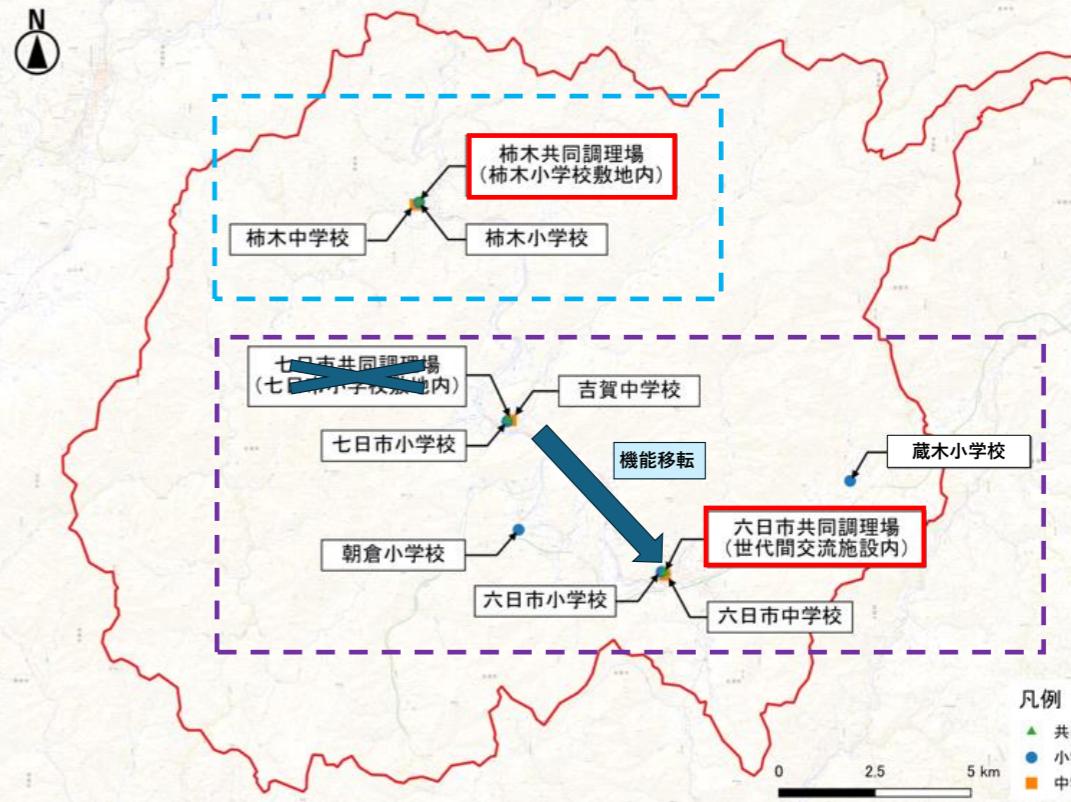
| 項目 | 意見 |
|------|--|
| 配送体制 | 柿木共同調理場：柿木小学校、柿木中学校 |
| | 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、七日市小学校、六日市中学校、吉賀中学校 |
| 主な評価 | 施設・設備面が比較的充実している六日市共同調理場を中心とした体制とすることで、学校給食衛生管理基準への適合性や、調理機能・作業環境の確保、将来的な設備更新への対応力が高い。 |
| | 建築的な大規模改修を必要としないため、整備費用についても最も安価に抑えられる可能性がある。 |
| | 六日市共同調理場における配送校数の増加により、調理員や配送に関わる職員の負担が増大することが懸念されるため、運営面での配慮や今後の体制整備が課題となる。 |
| | オーガニック給食・地産地消の推進については検討が必要 |

② 総合評価と計画の方向性

検討結果を踏まえると、短期的な対応は第1案でも可能であるものの、柿木共同調理場の老朽化を考慮すると、将来的に再度体制を見直す必要が生じる可能性が高く、給食提供の持続性の観点では課題が残ります。一方、第2案は、職員負担の増加という課題はあるものの、施設面・衛生面・経済性および将来性を総合的に評価すると、より持続可能な給食提供体制を構築できる案であると考えられます。

このため、本基本構想においては、六日市共同調理場を中心とした給食提供体制(第2案)を基本的な方向性として位置付け、今後は職員配置や配送体制の工夫等により、運営面の課題解消を図りながら具体的な検討を進めていくものとします。

図表 20 STEP1 比較・検討表

| | | 第1案 | | | 第2案 | | |
|---------------|-----------|--|--|---|---|--|--|
| 計画概念図 | |  |  | | | | |
| 計画の方向性 | | <ul style="list-style-type: none"> 老朽化が激しい七日市調理場を廃止し、柿木調理場に機能を統合。 六日市調理場は現状のまま。 | | <ul style="list-style-type: none"> 老朽化が激しい七日市調理場を廃止し、六日市調理場に機能を統合 柿木調理場は単独で改修を実施 | | | |
| 配送校 | | <ul style="list-style-type: none"> 柿木共同調理場：柿木小学校、七日市小学校、柿木中学校、吉賀中学校 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、六日市中学校 | | <ul style="list-style-type: none"> 柿木共同調理場：柿木小学校、柿木中学校 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、七日市小学校、六日市中学校、吉賀中学校 | | | |
| メリット・デメリット | | <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設がないので、事業費用が比較的安価 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用可能期間が比較的短い（柿木調理場の供用可能期間による）。将来的に体制の再構築が必要。 | | <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費が最も安価。施設・設備面も充実している。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 六日市共同調理場の配送校が増えることによる職員負担が大きい。 | | | |
| 施設・整備面 | 老朽化への対応 | △ 2 | 現状は問題ないが、数年後には柿木共同調理場の老朽化への対応が求められる。 | ○ 3 | 対応の緊急性は低く、健全な建物を使用可能 | | |
| | 衛生面への適合性 | △ 2 | 柿木共同調理場は動線の交錯などが問題となっているため、衛生面の対応が懸念される | ○ 3 | 作業区域の分離等、学校給食衛生管理基準に適合している | | |
| | 設備更新への対応性 | △ 2 | 現状の保管スペースの増設などに対応できる場所は少ない | ○ 3 | ランチルームの一部を利用することで、配送校の増加により課題となる保管スペースの増設に対応できる | | |
| | 機能の充実度 | △ 2 | 手洗い、保管庫の増設を初め、機能面の見直しが必要 | ○ 3 | 学校給食衛生管理基準を初めとした、法令に適応する程度の機能が整備されている | | |
| | 調理場の広さ | △ 2 | 現状の柿木調理場で4校分の調理を行うのは少し手狭 | ○ 3 | 六日市共同調理場は十分な広さを持っているため、調理員が増加することへの対応は可能 | | |
| 運営面 | 学校への配送 | ○ 3 | 現状柿木共同調理場は遠距離への配送をしていないため、配送校の増加にも対応しやすい | △ 2 | 現状2校への配送があるため、配送校の増加に対応できるか検討が必要 | | |
| | 職員負担 | ○ 3 | 柿木共同調理場での配送校は4校に抑えられるため、職員負担は比較的少ない | △ 2 | 六日市共同調理場の配送校が増えることにより、調理員への負担がより増加する | | |
| 経済性 | 整備費用 | △ 2 | 数年後に柿木共同調理場の長寿命化改修費用が必要となる。 | ○ 3 | 建築的な改修等は必要ないと思われる所以、整備費用は最も安価と考えられる | | |
| オーガニック給食・地産地消 | ○ 3 | オーガニック給食の取り組みを進める上で有利 | △ 2 | オーガニック給食の取り組みを進める上で第1案よりやや劣る | | | |
| 将来性 | △ 2 | 柿木調理場が老朽化した場合に、再度配食体制の検討・対応を余儀なくされる | ○ 3 | 建物の耐用年数を考慮すると長く体制を維持することが可能。 | | | |
| 改修工期 | ○ 3 | 現状の柿木調理場に手を加えないのであれば、改修工期はほとんどなし | △ 2 | ランチルーム側への改修の余地があるため、その場合は一時的に対応が必要となる。（配食がない長期休暇中に工事を行えば影響なし） | | | |
| 総合評価 | 26 | 七日市調理場老朽化の対応として、短期的に対応は可能だが、柿木調理場の老朽化に伴って、再度再編を行う必要があり、給食提供の持続可能性という面で、第2案に劣る。 | 29 | 施設面が優れている六日市調理場の対応校を増やすことは対応として適切であると考える。一方、六日市調理場の配送校増加による職員負担の増大が懸念される。 | | | |

(2)検討フェーズ STEP2

①各案の評価整理

施設整備プラン1案:柿木共同調理場の場所又は柿木地域内で改築、改修又は新設を行う。

配送体制

柿木共同調理場:柿木小学校、七日市小学校、柿木中学校、吉賀中学校

六日市共同調理場:六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、六日市中学校

施設整備プラン2案:旧七日市共同調理場の場所又は七日市地域内に新設し、七日市・柿木エリアの

配食を担当。

配送体制

新設共同調理場:柿木小学校、柿木中学校、七日市小学校、吉賀中学校

六日市共同調理場:六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、六日市中学校

施設整備プラン3案:六日市共同調理場で対応する(必要に応じて施設・設備の改修を行う)。

配送体制

六日市共同調理場:六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、七日市小学校、柿木小学校、柿木中学校、六日市中学校、吉賀中学校

○施設面・衛生面・機能面

第1案および第2案はいずれも、改築、改修又は新設により、学校給食衛生管理基準に適合した作業区域の分離や、十分な保管スペースの確保、調理機能の向上が可能です。特に第2案は新設を前提とするため、衛生面・機能面の自由度が高いといえます。第3案は、既存の六日市共同調理場が現行基準に概ね適合しており、ランチルームの一部活用等により保管スペースの拡張も可能ですが、配送校数の増加により、将来的には共同調理場の規模がやや手狭となる可能性が懸念されます。

○配送体制および職員負担

第1案および第2案は、町内2か所の調理場を配置する体制となるため、配送距離や配食時間の面で有利であり、配送校の増加にも比較的対応しやすいといえます。一方、第3案は、六日市共同調理場が町内全校への配食を担うことから、配送校数の増加に伴う調理員および配送業務の負担増加が懸念されます。

また、第1案および第2案については、改築、改修又は新設工事期間中の配食体制を検討する必要があり、一時的な職員負担の増加が想定されます。

○経済性および工期

第1案は、改築、改修の場合には比較的整備費用を抑えられるものの、新設となった場合には多額の費用が必要となります。加えて、工期も一定期間を要することが想定されます。第2案は、新設が必須であるため、3案の中で最も整備費用が高額となることが見込まれます。第3案は、大規模な改修や新設を伴わないため、整備費用を最も抑えることができます。また、工事が必要な場合でも、長期休暇期間中に実施することで、給食提供への影響を最小限に抑えることが可能です。

○将来性・安定性

第1案は、町内の南北に調理場を配置する体制となるため、安定的な配食が可能です。一方、柿木共同調理場の整備内容によっては将来的な追加対応が必要となる可能性が残ります。第2案は、町の中心部に新設することで、将来の学校再編等に対して柔軟に対応できる点で将来性に優れているといえます。第3案は、コスト面で優れる反面、共同調理場が1か所となるため、災害や設備故障等が発生した場合の給食提供継続性については課題が残ります。

○オーガニック給食・地産地消の推進

第1案および第2案は、町内2か所の調理場を配置する体制となるため、現状の町内における農産物の生産体制からするとオーガニック食材の確保などの面から有利といえます。第3案は、オーガニック食材の確保など調達面で課題が残ります。

②総合評価と計画の方向性

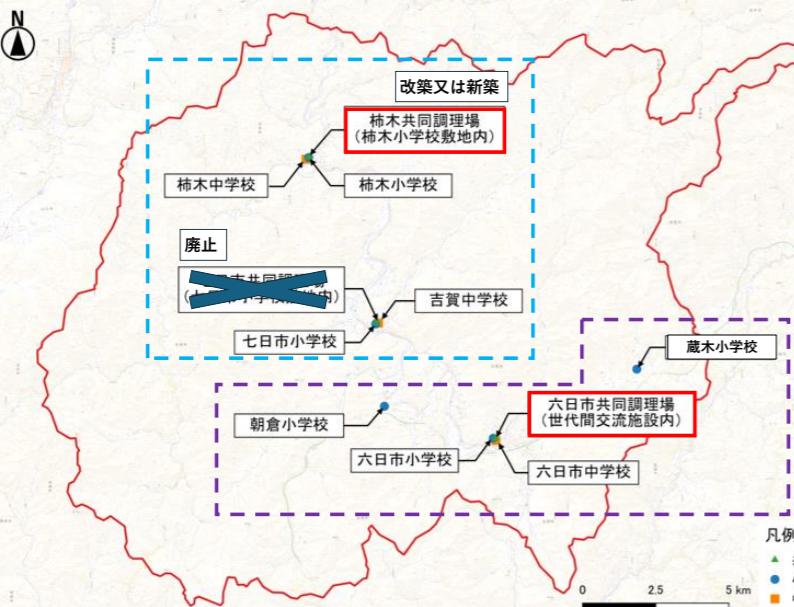
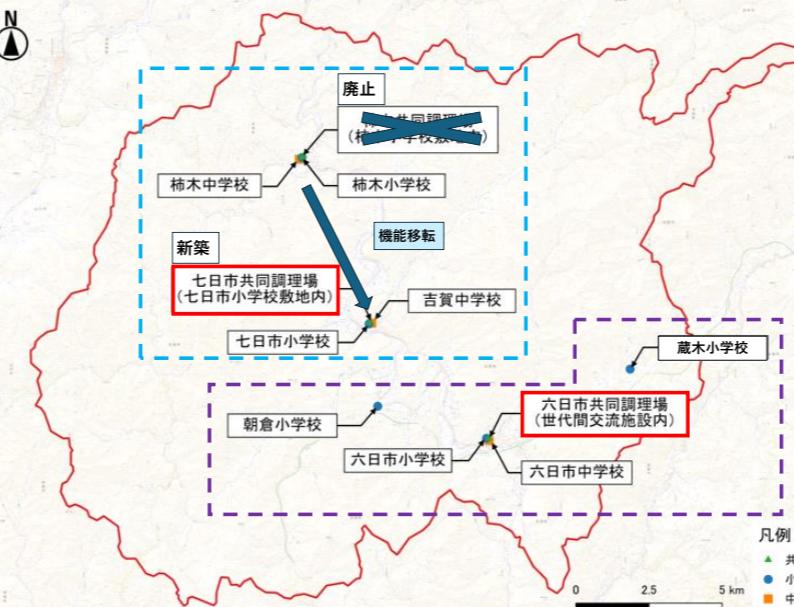
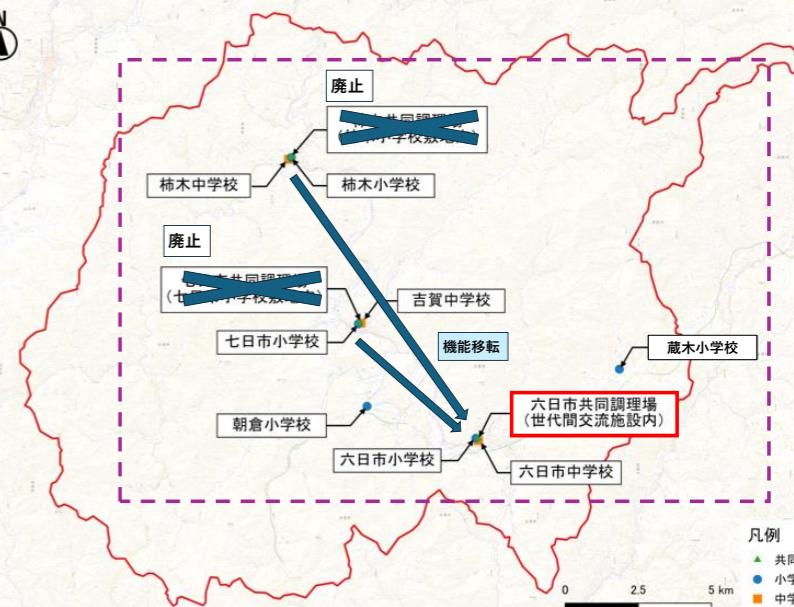
以上の検討結果を踏まえると、第1案は整備費用と将来性のバランスが取れた案であるが、工事期間中の配食体制の検討が必要となる点が課題であるといえます。

第2案は、将来の学校再編を見据えた柔軟性に優れるものの、新設を伴うため、整備費用が高額となります。

第3案は、整備費用を最も抑えられるコスト特化型の案であり、短期的には有効である一方、職員負担の増加や、給食提供体制の冗長性(バックアップ)の確保といった観点では慎重な検討が必要であるといえます。

本基本構想においては、各案の特性を踏まえ、費用、施設性能、運営面および将来性を総合的に評価しました。今後は、最も持続可能な給食提供体制の構築に向けた方向性について整理を行っていきます。

図表 21 STEP2 比較・検討表

| | | 第1案 | 第2案 | 第3案 |
|---------------|-----------|--|---|--|
| 計画概念図 | |  |  |  |
| 計画の方向性 | | <ul style="list-style-type: none"> 柿木共同調理場の改築又は新設を行う。 六日市調理場は現状のまま。 | <ul style="list-style-type: none"> 旧七日市調理場の場所に新たな共同調理場を新設し、柿木共同調理場は廃止する。 六日市共同調理場は現状のまま。 | <ul style="list-style-type: none"> 柿木調理場を廃止し、六日市調理場に機能を統合 町内への配食は六日市調理場が単独で対応する。 |
| 配送校 | | <ul style="list-style-type: none"> 柿木共同調理場：柿木小学校、七日市小学校、柿木中学校、吉賀中学校 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、六日市中学校 | <ul style="list-style-type: none"> 新設共同調理場：柿木小学校、柿木中学校、七日市小学校、吉賀中学校 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、六日市中学校 | <ul style="list-style-type: none"> 六日市共同調理場：六日市小学校、朝倉小学校、蔵木小学校、七日市小学校、柿木小学校、柿木中学校、六日市中学校、吉賀中学校 |
| メリット・デメリット | | <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内の南北に2か所の共同調理場が整備され、他の案に比べ配食時間が短縮できる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柿木共同調理場改築又は新設期間中の配食方法を検討する必要がある。 | <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地的に町の中心である七日市に新設することで、将来的な学校再編を見据えた場合に、様々な配置に対応しやすい。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調理場を新設する必要があるため、事業費が高額になる。 | <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設がないため、事業費が最も安価。施設・設備面も充実している。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 六日市共同調理場の配送校が増えることによる職員負担が大きい。 六日市調理場の設備が稼働しなくなった場合に、配食できなくなる可能性がある。 |
| 施設・整備面 | 老朽化への対応 | <input type="radio"/> 3 老朽化している柿木共同調理場に対して対応可能。 | <input type="radio"/> 3 改修又は新設により、衛生面への適合が可能となる。 | <input type="radio"/> 3 対応の緊急性は低く、健全な建物を使用可能 |
| | 衛生面への適合性 | <input type="radio"/> 3 改修又は新設により、衛生面への適合が可能となる。 | <input type="radio"/> 3 新設により、衛生面への適合が可能となる。 | <input type="radio"/> 3 作業区域の分離等、学校給食衛生管理基準に適合している |
| | 設備更新への対応性 | <input type="radio"/> 3 改修又は新設により、保管スペースの増設などに対応できる | <input type="radio"/> 3 新設により、保管スペースの増設などに対応できる | <input type="radio"/> 3 ランチルームの一部を利用することで、配送校の増加により課題となる保管スペースの増設に対応できる |
| | 機能の充実度 | <input type="radio"/> 3 柿木共同調理場の改善により、機能の充実度は高くなる。 | <input type="radio"/> 3 七日市共同調理場の改善により、機能の充実度は高くなる。 | <input type="radio"/> 3 学校給食衛生管理基準を初めとした、法令に適応する程度の機能が整備されている |
| 運営面 | 調理場の広さ | <input type="radio"/> 3 改修又は新設により、柿木調理場に十分な広さを確保できる。 | <input type="radio"/> 3 七日市共同調理場を新設することで、十分な広さを確保できる。 | <input type="radio"/> 2 配送校が増加することにより、六日市共同調理場単独では多少手狭になることが予想される。 |
| | 学校への配送 | <input type="radio"/> 3 案3に比べ、配送校の増加に対応しやすい。 | <input type="radio"/> 3 案3に比べ、配送校の増加に対応しやすい。 | <input type="radio"/> 2 配送校の増加に対応できるか検討が必要 |
| | 職員負担 | <input type="radio"/> 2 柿木共同調理場の工事中の配食方法変更による職員負担が予想される。 | <input type="radio"/> 2 新たに七日市共同調理場の立ち上げ準備を行うため、職員負担は増加する。 | <input type="radio"/> 2 六日市共同調理場の配送校が増えることにより、調理員への負担がより増加する |
| 経済性 | 整備費用 | <input type="radio"/> 2 整備ならば整備費用は比較的安価であるが、新設になると高額な整備費用が必要となる。 | <input checked="" type="radio"/> 1 新設が必須となるため、高額な整備費用が必要となる | <input type="radio"/> 3 建築的な改修等は軽微で済むと思われるが、整備費用は最も安価と考えられる |
| オーガニック給食・地産地消 | | <input type="radio"/> 3 オーガニック給食の取り組みを進める上で有利 | <input type="radio"/> 3 オーガニック給食の取り組みを進める上で有利 | <input type="radio"/> 2 オーガニック給食の取り組みを進める上でやや劣る |
| 将来性 | | <input type="radio"/> 3 町内の南北に調理場が整備されるため、安定的に配食が可能になる。 | <input type="radio"/> 3 将来の学校再編において、様々なパターンに対応しやすい。 | <input type="radio"/> 2 六日市共同調理場が老朽化した際の対応を検討する必要がある。 |
| 改修工期 | | <input type="radio"/> 2 柿木共同調理場の改築及び新設に工期を要する。 | <input type="radio"/> 2 七日市共同調理場の新設による工事にある程度の期間を要する。 | <input type="radio"/> 3 改修工事などは最低限となるため、配食がない長期休暇中に工事を行えば影響は少ない。 |
| 総合評価 | 30 | 【バランス型】整備費用や将来性など3案の中間にとったバランス型であるといえる。柿木共同調理場整備時の配食体制を検討する必要がある点が懸念点である。 | 29 | 【将来性重視型】町内の中心部に建設することで、将来的に様々な学校の配置に対応しやすい。反面、新設工事が必須となるため、整備費用が高額になる。 |
| | | | | 28 【コスト特化型】大規模な改修や新設がないため、費用面で最も優れる。反面、共同調理場が1か所になるため万が一の配食の継続に対する不安は残る。 |

IV-3 施設整備の方向性

(1)取り組みの方向性

本基本構想では、今後の共同給食調理場及び町内の学校給食に関する取り組みに関して、以下の内容を取り組みの方向性として定めます。

①各段階における施設整備の考え方

検討フェーズ STEP1:七日市共同調理場の機能を、六日市共同調理場に移転する。

検討フェーズ STEP2:施設整備プランからどの案が適切か、今後継続的に検討を行う。

②安心・安全な給食提供体制の確保

児童生徒に安全で安心な給食を安定的に提供することを最優先とし、学校給食衛生管理基準に適合した調理環境の維持・向上を図る(作業区域の明確な区分、適切な動線計画、必要な設備更新、衛生管理の徹底)

③持続可能な運営体制の構築

将来的な児童生徒数の推移や学校再編の可能性を見据え、過大な施設規模とならないよう留意する。調理員や配送を含めた運営体制についても、人材の確保に勤め、持続可能な体制を構築する。

④経済性への配慮

初期整備費用だけでなく、維持管理費や更新費用を含めたライフサイクルコストを考慮し、町財政への負担を抑制した整備を行う。既存ストックを最大限活用し、必要に応じて、保管スペースの拡張や設備更新等の部分的な改修を行い、合理的に機能強化を図る。

⑤オーガニック給食・地産地消の推進

吉賀町の「オーガニックビレッジ宣言」に基づく取組の一環として、次代を担う子どもたちに安心・安全で質の高い給食を提供するとともに、食育の推進や地域農業の振興につなげていくことを基本的な方向性とする。これまで本町が継続してきた有機栽培米の全量使用などの取組を踏まえ、有機食材や地元産食材の活用を段階的に進め、持続可能な学校給食の実現をめざす。

(2)基本構想のスケジュール

- 教育振興計画第3期の期間中に、前項の「①各段階における施設整備の考え方」の「検討フェーズ STEP1」を進めてまいります。併せて、同「検討フェーズ STEP2」などの継続的な検討を進めてまいります。
- 教育振興計画第4期の期間中に、第3期期間中に検討した「検討フェーズ STEP2」を進めてまいります。

(3)実施に向けた留意点

本基本構想で示した学校給食施設整備の方向性を、実効性のある事業として具体化していくためには、前頁で整理した考え方を踏まえつつ、事業の各段階において留意すべき事項を明確にし、段階的かつ計画的に検討を進めていくことが重要です。また、本基本構想に関する施設整備を推進するために、学校給食の関係機関などから組織する「(仮称)学校給食調理場施設整備検討委員会」を設置します。

以下に、前頁の整理項目と対応させる形で、実施に向けた主な留意点を示します。

①各段階における施設整備の考え方

学校給食施設の整備にあたっては、前頁で整理した検討フェーズ(STEP1, STEP2)に基づき、段階的に検討を進めていくことが重要です。各フェーズの目的や検討内容を明確にし、施設整備の熟度を高めながら、着実に事業化を図っていく必要があります。

STEP1 では、老朽化が進んでいる七日市共同調理場の機能を六日市共同調理場に集約することを基本的な方向性として検討を進めます。この段階においては、移転に伴う給食食数の変化や調理能力、作業動線、設備更新の必要性等を整理し、六日市共同調理場において安定した給食提供が可能かどうかを総合的に検証することが重要です。また、既存施設を活用することによる制約条件や改修の必要性についても十分に整理し、安心・安全な給食提供体制を確保できるかという観点から、施設面・運営面の課題を明確にする必要があります。

STEP2 では、STEP1 の検討結果を踏まえ、施設整備プランの中から本町にとって最も適切な案について、継続的に検討を行います。この段階では、施設規模や整備手法、配置計画等について複数案を比較し、将来の児童生徒数の見通しや運営体制、財政負担等を踏まえた総合的な判断が求められます。あわせて、施設整備後の運営のしやすさや更新性、将来的な需要変動への対応可能性など、中長期的な視点からの評価を行い、段階的に事業内容を具体化していくことが重要です。

②安心・安全な給食提供体制の確保

安心・安全な給食提供体制の確保は、学校給食施設整備における最も重要な視点です。新たな施設整備においては、学校給食衛生管理基準に基づき、作業区域の明確な区分、適切な動線計画、設備配置等を行い、日常的な衛生管理が確実に実施できる構造とすることが最も重要です。

また、食物アレルギー対応については、対象となる児童生徒の安全確保を最優先に、施設面および運用面の両面から検討を行います。施設規模や人員体制とのバランスを踏まえつつ、調理工程の分離や作業手順の明確化など、現実的かつ安全性の高い対応方法を整理していく必要があります。あわせて、災害時や緊急時における給食提供の在り方についても、可能な範囲で検討を継続していくことが求められます。

③持続可能な運営体制の構築

本町においては、少子高齢化の進行により、調理員の確保や人材の継承が今後の課題となることが想定されます。このため、新たな施設においては、作業動線の合理化や設備更新による作業負担の軽減を図ることで、限られた人員でも安定した運営が可能となるよう配慮する必要があります。

また、調理員の働きやすい職場環境の整備は、人材の定着や確保の観点からも重要であり、運営方式の在り方についても、将来を見据えた検討を行うことが求められます。

④経済性への配慮

学校給食施設の整備にあたっては、町の財政状況を踏まえ、経済性に十分配慮した計画とすることが不可欠です。初期建設費に加え、維持管理費や更新費用を含めたライフサイクルコストの視点を持ち、将来的な財政負担が過度とならない施設規模や設備仕様とすることが重要であると考えます。

また、国や県の補助制度の活用可能性についても、事業の早い段階から検討を行い、制度を有効に活用できるよう配慮することが必要です。さらに、省エネルギー設備の導入や効率的な設備計画により、運営コストの抑制に努めることが望ましいといえます。

⑤オーガニック給食・地産地消の推進

オーガニック給食および地産地消の推進にあたっては、有機食材の使用に伴い下処理工程の増加や作業負担の増大が想定されることから、施設整備においては、下処理室や保管スペースの確保、作業動線の合理化、必要な設備の導入など、オーガニック給食の実施を前提とした施設計画とすることが重要です。

また、安定的な食材供給を確保するため、産業振興部門をはじめとする関係部局や生産者、関係機関との連携を図り、調達体制や運営方法について継続的に検討を行う必要があります。

V まとめ

本基本構想は、吉賀町における学校給食調理場の現状と課題を整理した上で、今後も「安心・安全」な学校給食を安定的に提供し続けるための施設整備の基本的な方向性を示しました。

本町の学校給食調理場は、長年にわたり児童生徒の食を支えてきた一方で、施設の老朽化や学校給食衛生管理基準への対応、人材確保の課題など、将来に向けて早急に対応すべき課題が顕在化しています。特に、七日市共同調理場をはじめとする一部施設では、建物の劣化や施設規模の制約が大きく、現行の体制のままでは安定的な給食提供を継続することが困難となるおそれがあります。

また、児童生徒数は今後も減少していくことが見込まれており、学校給食を取り巻く環境は、施設規模や運営方法の在り方について、これまで以上に中長期的な視点での検討が求められる局面です。一方で、本町では給食費の無償化やオーガニック給食の推進など、他自治体に先駆けた特色ある取り組みを行っており、これらの施策を将来にわたって持続可能なものとしていくためにも、調理場の整備は重要な基盤となります。

本基本構想においては、こうした状況を踏まえ、将来の需要を見据えた適正規模の施設整備、衛生管理やアレルギー対応の強化、調理員の働きやすい環境づくり、そして公共施設マネジメントの方針との整合を基本的な考え方として整理しました。これらは、単なる施設更新にとどまらず、今後の吉賀町における学校給食の在り方そのものを見据えた検討であるといえます。

一方、今回は各課題への段階的な対応を検討した結果、検討フェーズのSTEP1では七日市共同調理場の機能を六日市共同調理場へ集約する方向性としていますが、STEP2の第1案、第2案では、この機能を新たな施設へ再び移す案となっています。また、STEP2の第3案は、六日市共同調理場の改修を重ねて実施することとなります。

今後は、本基本構想を出発点として、より具体的な基本計画・設計段階へと検討を進めていくことになりますが、その過程においても、社会情勢や児童生徒数の動向、財政状況等を適切に踏まえながら、柔軟かつ慎重に判断していく必要があります。

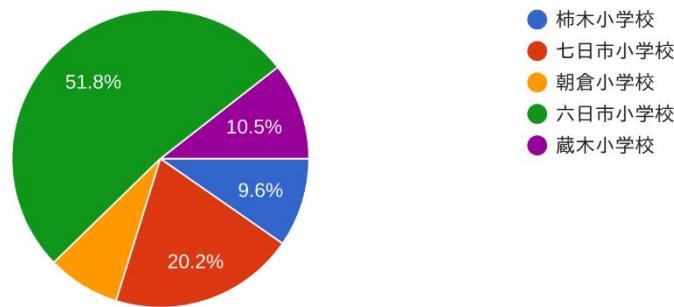
本基本構想に基づく学校給食調理場の整備が、吉賀町の給食供給体制を将来にわたって支え、吉賀町らしい学校給食を次世代へ引き継いでいくための礎となることを期待します。

VI 参考資料

(1)アンケート調査結果(小学生)

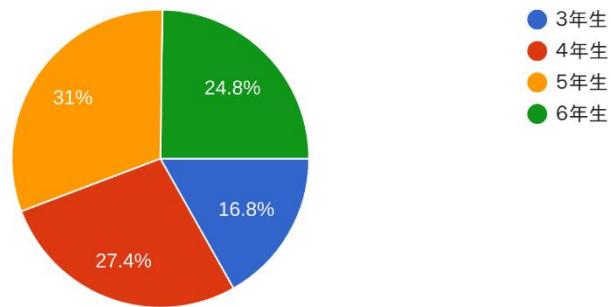
1 あなたが通う学校を教えてください。

114 件の回答



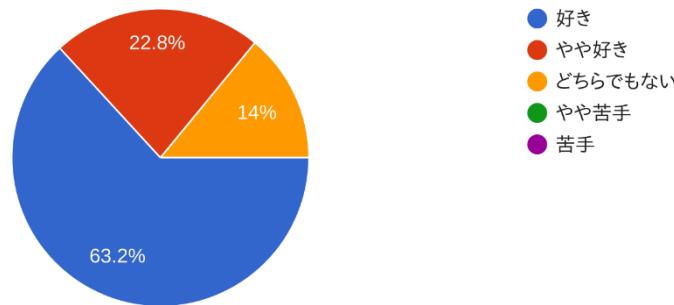
2 あなたは何年生ですか。

113 件の回答



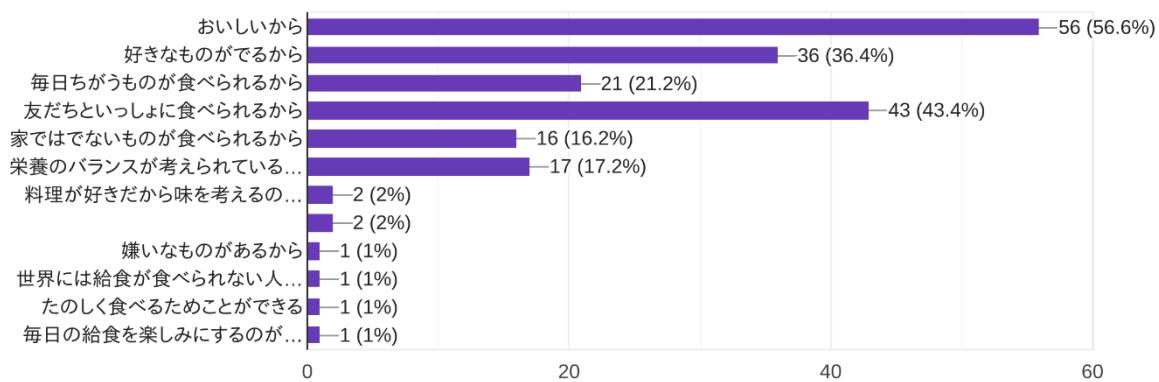
3 給食は好きですか。

114 件の回答



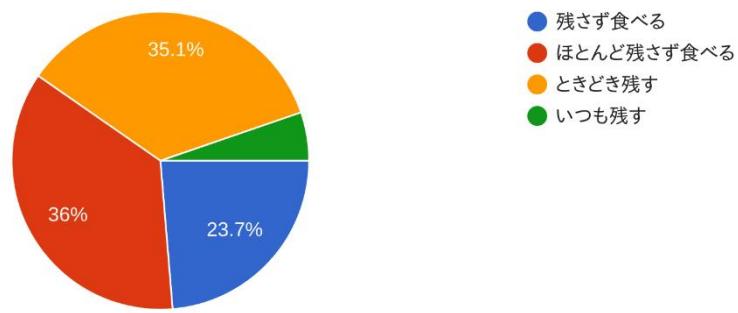
4 3の質問で「好き」「やや好き」と答えた方にお聞きします。給食が好きな理由は何ですか。
(2つまで選べます)

99 件の回答



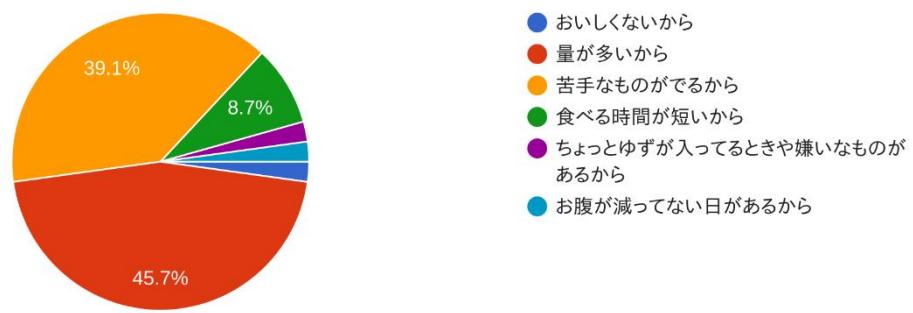
5 給食を残すことがありますか。

114 件の回答



6 5の質問で「ときどき残す」「いつも残す」と答えた方にお聞きします。残してしまう理由はなんですか。

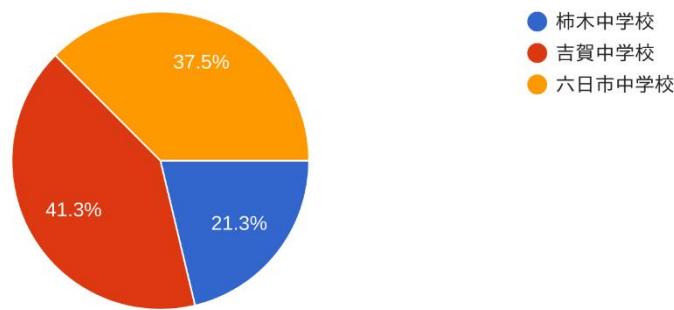
46 件の回答



(2)アンケート調査結果(中学生)

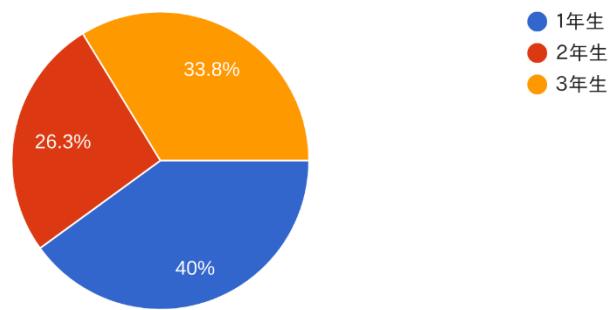
1 あなたが通う学校を教えてください。

80 件の回答



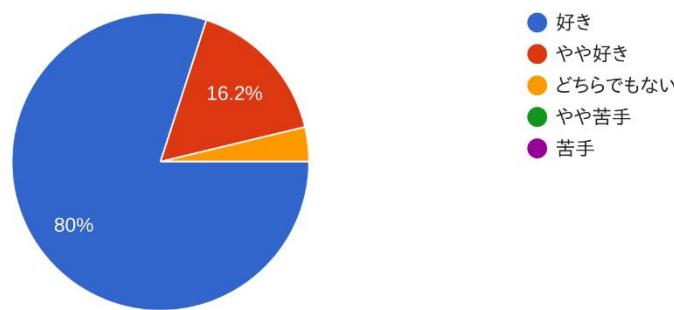
2 あなたは何年生ですか。

80 件の回答



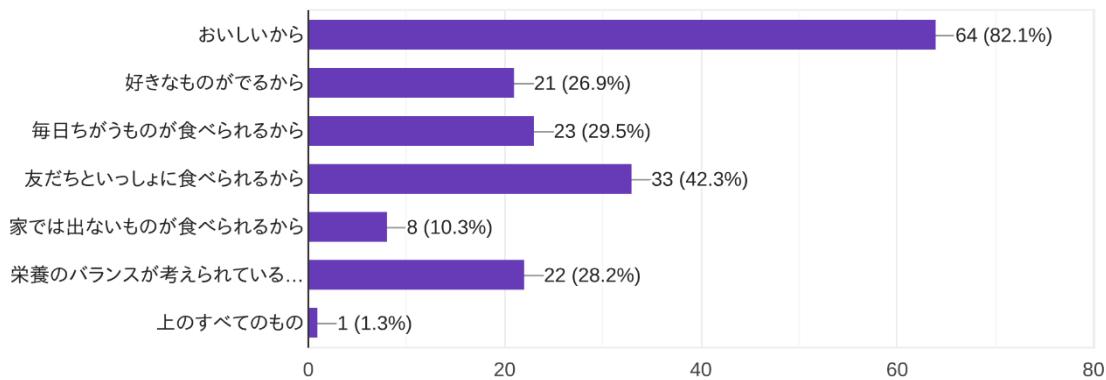
3 給食は好きですか。

80 件の回答



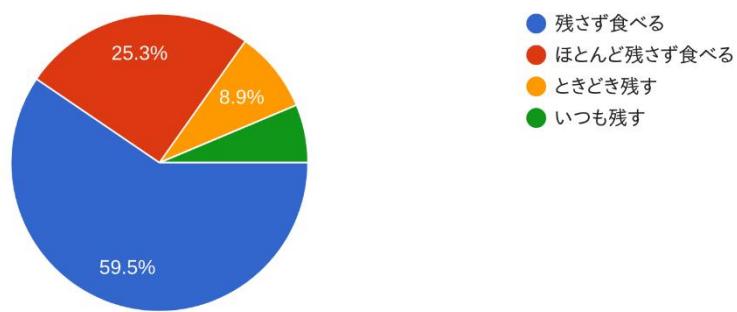
4 3の質問で「好き」「やや好き」と答えた方にお聞きします。給食が好きな理由は何ですか。
(2つまで選べます)

78 件の回答



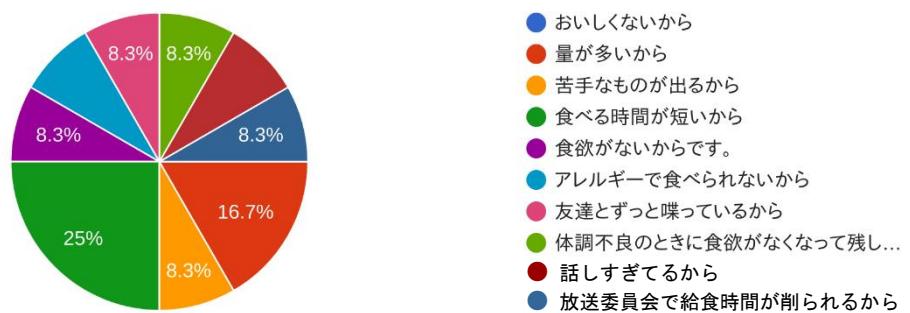
5 給食を残すことがありますか。

79 件の回答



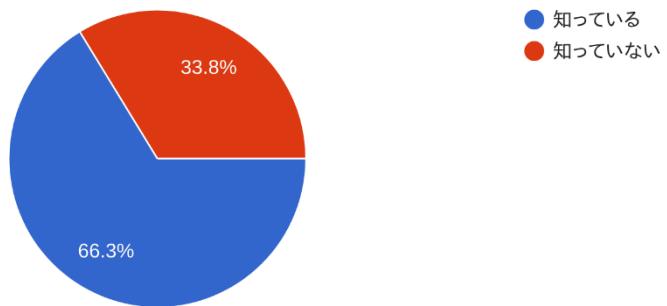
6 5の質問で「ときどき残す」「いつも残す」と答えた方にお聞きします。残してしまう理由はなんですか。

12 件の回答



7 吉賀町では、平成10年度より学校給食のお米の全量を地元産の有機栽培米を使用しています。また、令和6年度からは、学期に1~2回「オーガニック給食の日」を設定し、吉賀町産の有機食材を使用したメニューを提供しています。この他にもできるだけ地元産食材を活用するように努めています。このことを知っていますか。

80 件の回答

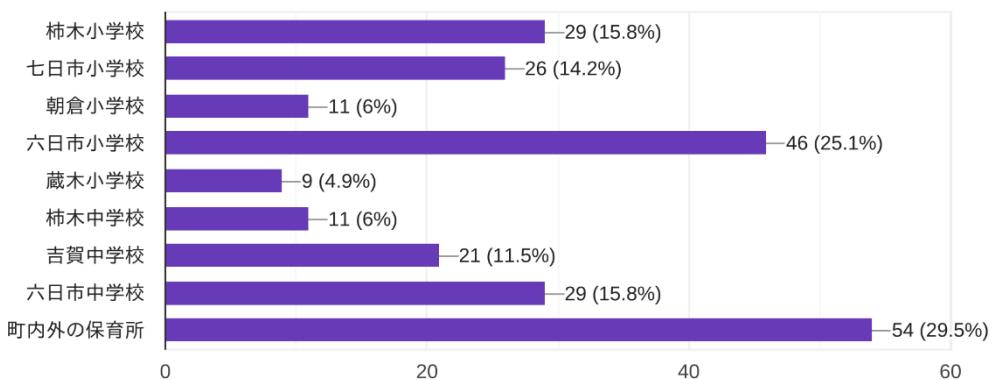


(3)アンケート調査結果(保護者)

1 あなたのお子さんが在籍する学校等を教えてください。

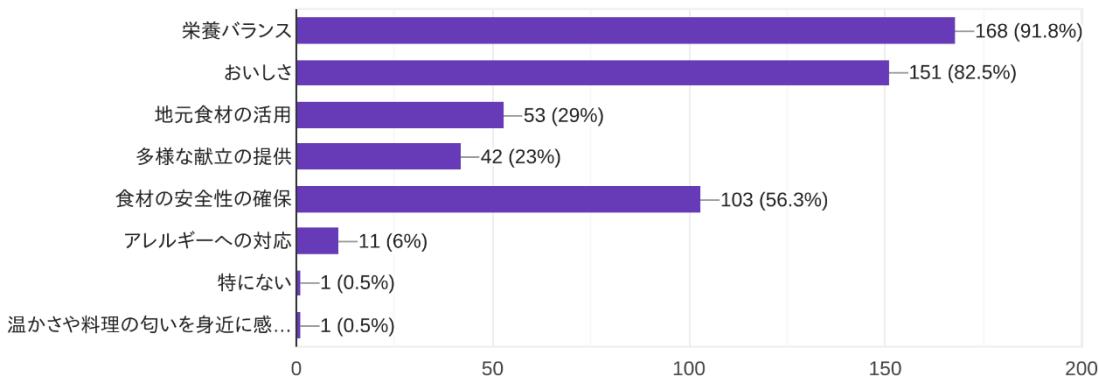
小中学校及び保育所の複数に在籍するお子さんがいらっしゃる場合には、在籍する全ての学校等を選択してください。

183 件の回答



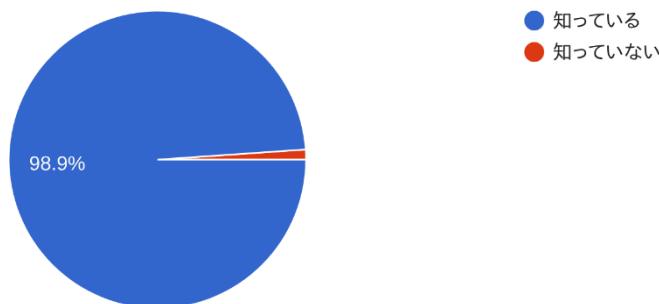
2 学校給食に期待することは何ですか。(3つまで選択可能)

183 件の回答



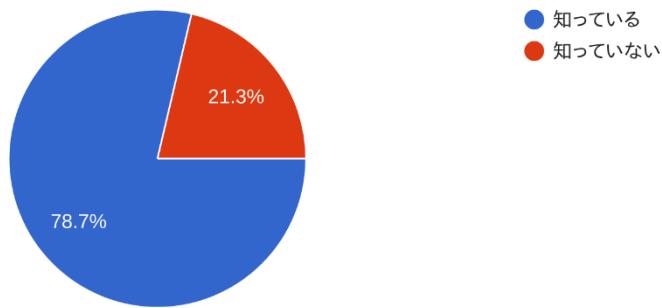
3 吉賀町では子育て支援策のひとつとして保護者負担の軽減を図るために平成27年度から学校給食費の無償化を実施しています。このことを知っていますか。

183 件の回答



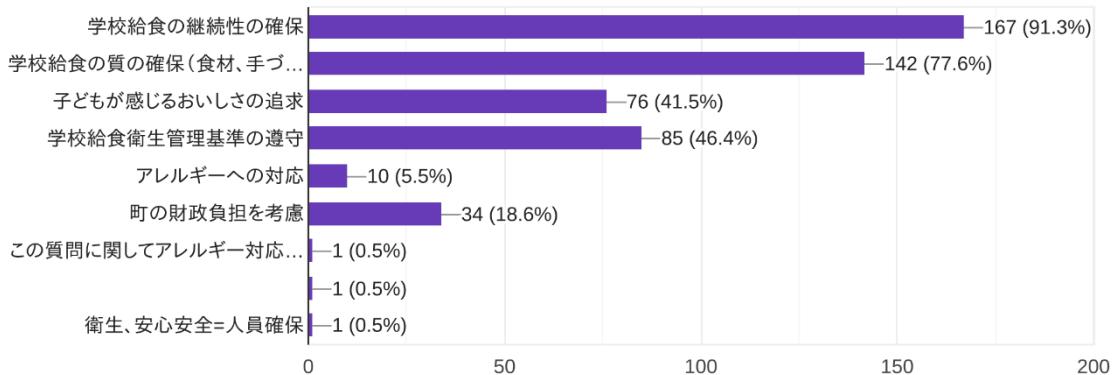
4 吉賀町では、平成10年度より学校給食のお米の全量を地元産の有機栽培米を使用しています。また、令和6年度からは、学期に1~2回「オーガニック給食の日」を設定し、吉賀町産の有機食材を使用したメニューを提供しています。この他にもできるだけ地元産食材を活用するように努めています。このことを知っていますか。

183 件の回答



5 吉賀町では、給食調理場の施設の老朽化等により施設の整備の在り方について検討しています。この検討にあたり優先すべきことは何だと思いますか。(3つまで選択可能)

183 件の回答



(4)吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会設置条例

(設置)

第1条 吉賀町学校給食において、調理場施設の老朽化や児童生徒数の減少、調理員の不足等の課題を抱える中、将来にわたって「安心・安全」な学校給食を提供するために、今後の調理場の在り方についての基本的な構想(以下「基本構想」という。)を策定することとする。この基本構想の策定に当たり、必要な事項を協議及び検討するため、吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本構想の素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、吉賀町教育委員会(以下「教育委員会」という。)において特に必要があると認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 吉賀町立小中学校の関係者
- (2) 吉賀町立小中学校保護者
- (3) 学校給食調理場の関係者
- (4) 学校給食用食材の生産団体等関係者
- (5) 町民を代表する者
- (6) 吉賀町教育委員会教育次長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から基本構想の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

5 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(5)吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会 名簿

| 役職名 | 区分・所属等 | 氏名 | 備考 |
|------|--|--------|----------------|
| 委員長 | 第6号委員 吉賀町教育委員会教育次長 | 重藤 剛 | |
| 副委員長 | 第1号委員 吉賀町立小中学校の関係者 吉賀町立六日市小学校 | 福原 英忠 | |
| 委員 | 第1号委員 吉賀町立小中学校の関係者 吉賀町立六日市中学校 | 齋藤 和宏 | |
| 委員 | 第2号委員 吉賀町立小中学校保護者 吉賀町立柿木小学校保護者 | 三浦 英和 | |
| 委員 | 第2号委員 吉賀町立小中学校保護者 吉賀町立朝倉小学校保護者 | 石田 真衣 | |
| 委員 | 第2号委員 吉賀町立小中学校保護者 吉賀町立蔵木小学校・六日市中学校保護者 | 名畠 光穂 | |
| 委員 | 第3号委員 学校給食調理場の関係者 吉賀町立六日市小学校 栄養教諭 | 武岡 真由美 | |
| 委員 | 第3号委員 学校給食調理場の関係者 吉賀町学校給食七日市共同調理場 給食調理員 | 吉木 緑 | |
| 委員 | 第4号委員 学校給食用食材の生産団体等関係者 柿木村有機農業研究会 | 佐藤 千栄子 | |
| 委員 | 第4号委員 学校給食用食材の生産団体等関係者 一般社団法人 吉賀町農業公社 | 村上 裕之 | R7.11.30 まで |
| 委員 | 第4号委員 学校給食用食材の生産団体等関係者 一般社団法人 吉賀町農業公社 | 秀浦 里恵 | R7.12.15 から |
| 委員 | 第4号委員 学校給食用食材の生産団体等関係者 農事組合法人 立河内紺 | 下森 龍一 | |
| 委員 | 第5号委員 町民を代表する者 | 山下 一恵 | |
| 委員 | 第5号委員 町民を代表する者 | 上田 三奈子 | |